

川崎市地域防災計画 風水害対策編
(令和 3 年度修正)
新旧対照表

修正案

総務企画局危機管理室

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	1	1	1	2		<p>第2節 国・県の防災計画等との関係【<u>総務企画局危機管理室、各局室区</u>】(中略)</p> <p>2 大規模氾濫減災協議会及び神奈川県大規模氾濫減災協議会との関係 国〔国土交通大臣〕及び神奈川県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」に参加し、国、神奈川県等の多様な関係者と、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p><u>3 流域治水プロジェクトとの関係</u> <u>近年激甚化・頻発化する洪水等の水災害に対しては、未だ施設の整備が途上であることや、施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、治水事業や浸水対策等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む流域治水プロジェクトと連携するものとする。</u></p>	<p>第2節 国・県の防災計画等との関係【<u>総務企画局危機管理室</u>】(中略)</p> <p>2 大規模氾濫減災協議会及び神奈川県大規模氾濫減災協議会との関係 国〔国土交通大臣〕及び神奈川県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」に参加し、国、神奈川県等の多様な関係者と、密接な連携体制を構築するものとする。 (新規)</p>	流域治水関連法の整備に伴い、防災基本計画に流域治水の推進に関する事項が追加されたことから、流域治水プロジェクトとの関係について記載
風水害対策編	3	1	1	8	表や図の修正あり(別添)	<p>第8節 男女共同参画の視点への配慮【<u>総務企画局危機管理室、市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区</u>】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。 こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行う<u>ほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。</u></p>	<p>第8節 男女共同参画の視点への配慮【<u>市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区</u>】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの課題が明らかになっている。 こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。</p>	令和2年12月25日付で第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されたことを受け、被災時の課題について、第5次男女共同参画基本計画に沿った形で文章を修正
風水害対策編	4	1	1	9		<p>第9節 計画の体系(以下の欄を修正) 予防計画 第8章 災害時要配慮者対策 応急対策計画 第4章 医療救護・福祉対応</p>	<p>第9節 計画の体系(以下の欄を修正) 予防計画 第8章 災害時要援護者対策 応急対策計画 第4章 医療救護</p>	P.53の表題に合わせるため修正。
風水害対策編	5	1	2	2		<p>第2節 神奈川県</p> <p>1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 <u>4 災害教訓の伝承に関する啓発</u> <u>5 防災訓練の実施</u> (以下番号修正)</p>	<p>第2節 神奈川県</p> <p>1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施</p>	令和2年3月に県地域防災計画修正したため
風水害対策編	6	1	2	4		<p>第4節 指定地方行政機関</p> <p>関東農政局(神奈川県拠点) <u>1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること</u> <u>2 応急用食料等の支援に関すること</u> <u>3 食品の需給・価格動向等に関すること</u></p>	<p>第4節 指定地方行政機関</p> <p>関東農政局(神奈川県拠点) 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</p>	関東農政局の各拠点对応すべき事項に沿って文言を整理

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	9	1	2	6		<p>第6節 指定公共機関</p> <p>東京ガス㈱ (神奈川県支社川崎支店)</p> <p>(中略)</p> <p>日本郵便㈱</p> <p>1 災害時における郵便物の送達の確保</p> <p>2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除</p> <p>3 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>4 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱</p> <p>5 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資</p>	<p>第6節 指定公共機関</p> <p>東京ガス㈱ (神奈川県計画推進部)</p> <p>(中略)</p> <p>日本郵便㈱</p> <p>1 災害時における郵便物の送達の確保</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>3 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除</p>	<p>所管変更</p> <p>神奈川県地域防災計画との整合</p>
風水害対策編	10	1	2	8		<p>第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>社会福祉施設管理者 (中略)</p> <p>3 災害時要配慮者に関すること</p>	<p>第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>社会福祉施設管理者 (中略)</p> <p>3 災害時要援護者に関すること</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「要援護者」の部分で「要配慮者」に修正</p>
風水害対策編	14	1	3	1	表や図の修正あり(別添)			時点修正
風水害対策編	14	1	3	2	表や図の修正あり(別添)			時点修正
風水害対策編	16	1	3	3		<p>第3節 気象の概況</p> <p>1 概要</p> <p>本市の年間の平均気温の平年値は1.6度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市の月平均気温の平年値は1月の6.1度が最低値、8月の27.0度が最高値である。 本市が設置している雨量計の観測データでは、年間降水量は、この10年は1,100～1,600mmとなっている。また、過去10年間(平成23年～令和2年度)の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.7日発生しており、最大1時間雨量は、麻生区の観測地において106mmを記録している。</p>	<p>第3節 気象の概況</p> <p>1 概要</p> <p>本市の年間の平均気温の平年値は1.6度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市の月平均気温の平年値は1月の5.9度が最低値、8月の26.7度が最高値である。 年間降水量は、この10年は1,100～1,800mmとなっている。また、過去10年間(平成22年～31年度)の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.7日発生しており、最大1時間雨量は、高津区の観測地において85mmを記録している。</p>	<p>時点修正及び文言修正</p>
風水害対策編	17	1	3	3		<p>(中略)</p> <p>台風の全国での平年値は、発生数 25.1 個、接近数11.7 個、上陸数 3 個となっている。なお、本市において、過去 10 年間において台風の上陸及び接近に伴い警戒体制等を敷いて対応した回数は以下の通りである。</p>	<p>(中略)</p> <p>台風の全国での平年値は、発生数 26 個、接近数約 11 個、上陸数 3 個となっている。なお、本市において、過去 10 年間において台風の上陸及び接近に伴い警戒体制等を敷いて対応した回数は以下の通りである。</p>	<p>時点修正</p>
風水害対策編	17	1	3	3	表や図の修正あり(別添)			<p>時点修正(50mm以上の発生回数過去10年間)及び台風の上陸及び接近に伴い警戒態勢等を敷いた回数〔過去10年間〕)</p>
風水害対策編	18	1	3	4	表や図の修正あり(別添)			<p>時点修正(H21.10.7~8の台風第18号の行を削除)</p>

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	28	2	1	2		第2節 防災知識の普及と意識の高揚 (中略) 【表中(内容)】 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、 <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> 、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法、 <u>マイタイムラインの作成</u> 等)	第2節 防災知識の普及と意識の高揚 (中略) 【表中(内容)】 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等)	令和2年5月に国防災基本計画が修正されたため マイタイムラインの作成推進を反映
風水害対策編	34	2	1	10		<u>第10節 災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上【総務企画局公共施設総合調整室、危機管理室、関係局区】</u> <u>災害時における迅速かつ円滑な応急対応及び必要な行政サービスの継続的な提供を図るため、関係局区と連携し、災害時における施設の機能や業務の重要性等の観点から、優先度や対策の方向性等を検討し、計画的に庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進する。</u> <u>洪水や内水氾濫により、受変電設備等を有する庁舎等が、当該設備等に被害を受け電源喪失等した場合、災害時の応急対応等に影響が出ること想定されるため、浸水リスクが想定される庁舎等については、ハード、ソフトの両面から対策を図るものとする。</u>	(新設)	災害時における応急対応及び必要な行政サービスの継続のため 庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進することから、新たに記載を追加
風水害対策編	35	2	2	2		第2節 河川の整備 (中略) そこで、一級河川平瀬川水系(平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川)については、 <u>時間雨量50mm/hに対応できる整備を進めている。二ヶ領本川と五反田川については、(中略)な箇所があり、時間雨量35mm/h対応となっているため、水系の抜本的治水対策として、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路の整備を進めている。</u>	第2節 河川の整備 (中略) そこで、一級河川平瀬川水系(平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川)については、 <u>将来計画の90mm/h対応を基本とし、暫定整備の50mm/h対応を進めている。ただし、二ヶ領本川と五反田川については、(中略)な箇所があるため、35mm/h対応による暫定整備を行っている。さらに、水系の抜本的治水対策として、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路の整備を進めている。</u>	平瀬川ブロック河川整備計画(草案)の文言と整合をさせるため
風水害対策編	36	2	2	2	表や図の修正あり(別添)			時点修正
風水害対策編	39	2	3	1		第1節 下水道(雨水管きよ等)の整備 (中略) <u>令和2年度末の雨水管きよが整備された面積を示す雨水整備率は57.1%となっている。</u>	第1節 下水道(雨水管きよ等)の整備 (中略) 平成29年度末の雨水管きよが整備された面積を示す雨水整備率は <u>57.0%</u> となっている。	時点修正
風水害対策編	40	2	3	3		第3節 貯留施設の整備 【表中】 <u>大師河原雨水貯留管</u> <u>5.0×2,050</u> <u>35,600</u>	第3節 貯留施設の整備 【表中】 (新規)	施設の追加
風水害対策編	41	2	4	1	表や図の修正あり(別添)	<u>図(川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図)中の陸間15ヶ所分を削除</u>	-	時点修正(陸間の廃止を行ったため)

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	43	2	5	1		<p>第1節 土砂災害防止対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域の基準(急傾斜地の崩壊)</p> <p>ア 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域</p> <p>イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</p> <p>ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内(50mを超える場合は50m)の区域</p>	<p>第1節 土砂災害防止対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域の基準(急傾斜地の崩壊)</p> <p>ア 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域</p> <p>イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</p> <p>ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m以内)の区域</p>	<p>文言修正(「以内」は2倍にか かるため)</p>
風水害対策編	43	2	5	1		<p>(2) 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>ア 市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、<u>防災ポータルサイト、かわさき防災アプリ</u>、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、Twitter、防災アプリ等の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策</p> <p>(中略)</p> <p>オ 市は、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、<u>防災ポータルサイト、かわさき防災アプリ</u>、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、Twitter等により、情報の伝達を行う。</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>ア 市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、Twitter、防災アプリ等の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策</p> <p>(中略)</p> <p>オ 市は、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、Twitter等により、情報の伝達を行う。</p>	<p>情報伝達手段へ防災ポータル サイトを追加</p>
風水害対策編	45	2	5	2		<p>第2節 宅地災害の予防対策</p> <p>(中略)</p> <p>3 急傾斜地の把握等</p> <p>市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。</p> <p><u>また市は、必要に応じ急傾斜地等の点検・確認を実施するとともに、衛星等による地盤変状観測など新たな技術も積極的に活用して市内の崖の状況を適切に把握することにより、効果的な崖地の安全対策を実施する。</u></p> <p><u>4 相談体制の構築</u></p> <p>市は、住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品質判定士会との協定の締結により、崖に関する相談に対応できる民間窓口を確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する市民からの専門的な相談に対する支援体制を構築する。</p> <p><u>5 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度</u></p> <p>市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事にに対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。</p>	<p>第2節 宅地災害の予防対策</p> <p>(中略)</p> <p>3 急傾斜地の把握等</p> <p>市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。</p> <p>(新規)</p> <p><u>4 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度</u></p> <p>市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事にに対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。</p>	<p>次年度以降新規事業として取 組を進めていくものであり、 第3期実施計画にも掲載する 予定であることから、地域防 災計画においても整合のとれ た記載とするため。</p>
風水害対策編	45	2	5	4		<p>第5章 土砂災害・宅地災害対策</p> <p>(中略)</p> <p><u>第4節 空家等対策【市民文化局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、区、消防局】</u></p> <p><u>適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させる恐れがあることから、市は、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、関係局が情報共有を行うものとする。また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、関係局が連携し適切な対応を行うものとする。</u></p>	<p>第5章 土砂災害・宅地災害対策</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>内閣府の防災基本計画(令和 3年5月改)に空家等対策の 記載が追加されたことを受 け、本市計画についても空家 等対策の記載を追記</p>

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	48	2	6	1		第1節 火山灰による被害 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火山口から遠くまで風に流されて降下する。	第1節 火山灰による被害 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火山口から遠くまで風に流されて降下する。	文言修正(値の修正。2mmがどちらの値にもかかっているため)
風水害対策編	49	2	6	2		第2節 情報収集等 1 気象庁から発表される 火山概況等(月間等) を通じ、富士山や箱根山の噴火警戒レベル等の火山活動状況について情報収集を行う。 【表中】 噴火速報(内容) 周辺住民や登山者等 火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報 火山活動解説資料(発表時期) 毎月上旬 及び 必要に応じ適時発表	第2節 情報収集等 1 気象庁から発表される火山概況(週間・月間など)などを通じ、富士山や箱根山の噴火警戒レベル等の火山活動状況について情報収集を行う。 【表中】 噴火速報(内容) 登山者等 火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報 火山活動解説資料(発表時期) 毎月上旬 又は 必要に応じ適時発表	文言修正 ①火山概況(週間)は廃刊となったため ②周辺住民の追加 ③火山活動解説資料は毎月上旬は必ず発表されるため
風水害対策編	49	2	6	3		第3節 降灰対策等の推進 1 火山灰の除灰の方法や 資器材 の確保・調達方法及び収集した火山灰の仮置き場所等について検討していく。	第3節 降灰対策等の推進 1 火山灰の除灰の方法や 資機材 の確保・調達方法及び収集した火山灰の仮置き場所等について検討していく。	文言修正
風水害対策編	50	2	7			第7章 地下街等及び大規模工場等の対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、 上下水道局 】 地下に設けられた施設は、閉鎖的な空間であるため、戸外の状況が把握しにくく、また、浸水を地上から集水しやすく、同じ経過時間でも地上と比較して各段に浸水深が上昇する防災上危険性の高い空間である。そのため、施設利用者の 洪水・内水(雨水出水)時 の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止が図られるよう対策を講じる必要がある。 (中略) 市は、水防法第15条に基づく地下街等及び大規模工場等を次のとおり定め、 洪水・内水(雨水出水)時 の浸水想定区域内の地下街及び大規模工場等に対し、防災対策を実施する。	第7章 地下街等及び大規模工場等の対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】 地下に設けられた施設は、閉鎖的な空間であるため、戸外の状況が把握しにくく、また、浸水を地上から集水しやすく、同じ経過時間でも地上と比較して各段に浸水深が上昇する防災上危険性の高い空間である。そのため、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止が図られるよう対策を講じる必要がある。 (中略) 市は、水防法第15条に基づく地下街等及び大規模工場等を次のとおり定め、洪水時の浸水想定区域内の地下街及び大規模工場等に対し、防災対策を実施する。	水位周知下水道の取組開始に伴う地域防災計画への反映
風水害対策編	50	2	7	1		第1節 地下街等の範囲【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、 上下水道局 】 1 地下街等の基準 (中略) 消防法施行例別表第1のうち次に掲げるものとする。 (内水(雨水出水)については、地下街に地下で連続していない施設を除く) (中略) (資料編 洪水・内水(雨水出水)時 の浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地)	第1節 地下街等の範囲【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】 1 地下街等の基準 (中略) 消防法施行例別表第1のうち次に掲げるものとする。 (新規) (中略) (資料編 洪水時 の浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地)	水位周知下水道の取組開始に伴う地域防災計画への反映
風水害対策編	52	2	7	3		第3節 避難体制及び浸水防止の整備【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、 上下水道局 】	第3節 避難体制及び浸水防止の整備【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】	水位周知下水道の取組開始に伴う地域防災計画への反映
風水害対策編	53	2	8	1		第1節 高齢者及び障害者の現況 (中略) 【表中】 種別/人数(人) ・高齢者(65歳以上) ※1… 311,515 ・要介護等認定者 ※1… 59,094 ・身体障害者 ※2… 37,780 ・知的障害者 ※2… 11,420 ・精神障害者 ※2… 14,105 ・川崎市の人口 ※1… 1,538,262 ※1 令和2年10月1日現在 ※2 令和3年3月31日現在	第1節 高齢者及び障害者の現況 (中略) 【表中】 種別/人数(人) ・高齢者(65歳以上) ※1… 310,806 ・要介護等認定者 ※1… 57,769 ・身体障害者 ※2… 37,329 ・知的障害者 ※2… 10,529 ・精神障害者 ※2… 約37,000 ・川崎市の人口 ※1… 1,530,457 ※1 令和元年10月1日現在 ※2 平成31年3月31日現在	時点修正 【補足】 ・精神障害者の人数については、障害者手帳の交付者数のみに変更したための減

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	54	2	8	2		<p>第2節 地域と連携した共助体制の確保 (中略)</p> <p>2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局危機管理担当、総務企画局危機管理室】 (中略)</p> <p>4 公助による支援体制の整備 (1) 公助による避難支援【健康福祉局危機管理担当、高齢者在宅サービス課、区、消防局】</p>	<p>第2節 地域と連携した共助体制の確保 (中略)</p> <p>2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局庶務課、総務企画局危機管理室】 (中略)</p> <p>4 公助による支援体制の整備 (1) 公助による避難支援【健康福祉局庶務課、高齢者在宅サービス課、区、消防局】</p>	所管の変更
風水害対策編	55	2	8	3		<p>第3節 個別避難計画【健康福祉局】 市は、福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成し、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進する。</p>	(新設)	令和3年5月10日公布「災害対策基本法等の一部を改正する法律」に、要援護者に関する個別避難計画の策定が、自治体の努力義務とされ、5年以内に整備することとされたため
風水害対策編	55	2	8	4		<p>第4節 災害時要配慮者利用施設等の対策 災害時の避難等に支援を必要とする災害時要配慮者が利用する施設（以下「災害時要配慮者利用施設」という。）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、水防法第15条第2項2号に基づき、洪水時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設に対し、また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下、本章では「土砂災害防止法」という。）第8条第2項に基づき土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。</p> <p>1 災害時要配慮者利用施設等の範囲 災害時要配慮者利用施設は、次のとおりとする。</p>	<p>第3節 災害時要援護者施設等の対策 災害時の避難等に支援を必要とする災害時要援護者が利用する施設（以下「災害時要援護者施設」という。）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、水防法第15条第2項2号に基づき、洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設に対し、また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下、本章では「土砂災害防止法」という。）第8条第2項に基づき土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等に対し、洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。</p> <p>1 災害時要援護者施設等の範囲 災害時要援護者施設は、次のとおりとする。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「要援護者」の部分を「要配慮者」に修正
風水害対策編	56	2	8	4		<p>(中略) (資料編 洪水時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧表)</p> <p>(2) 土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設 ※上記(1)水防法第15条第1項第4号口に定める要配慮者利用施設と同じ (資料編 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等一覧表)</p> <p>2 洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達 市は、洪水時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p>	<p>(中略) (資料編 洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧表)</p> <p>(2) 土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設</p> <p>子—上記(1)水防法第15条第1項第4号口に定める要配慮者利用施設 イ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 (資料編 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等一覧表)</p> <p>2 洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達 市は、洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「要援護者」の部分を「要配慮者」に修正 また、第3節1(2)イの部分が不要なので削除

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	56	2	8	4		<p>3 防災計画の策定 災害時要配慮者利用施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。 特に、洪水時の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該施設の利用者の洪水及び土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。</p> <p>4 防災教育・訓練の実施 災害時要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、策定された防災計画又は避難確保計画に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施するものとする。</p> <p>5 自衛水防組織の設置 洪水時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。</p> <p>6 地域との連携強化 社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要配慮者も多いことから、(中略)</p>	<p>3 防災計画の策定 災害時要援護者施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。 特に、洪水時の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等の所有者又は管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該施設の利用者の洪水及び土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。</p> <p>4 防災教育・訓練の実施 災害時要援護者施設等の所有者又は管理者は、策定された防災計画又は避難確保計画に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施するものとする。</p> <p>5 自衛水防組織の設置 洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。</p> <p>6 地域との連携強化 社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要援護者も多いことから、(中略)</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「要援護者」の部分を「要配慮者」に修正
風水害対策編	57	2	8	5		<p>第5節 外国人等に関する対策 (中略)</p>	<p>第4節 外国人等に関する対策 (中略)</p>	節ずれ
風水害対策編	57	2	8	6		<p>第6節 避難施設の対策 (中略)</p> <p>2 要配慮者用避難施設等の整備【健康福祉局危機管理担当】 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境の下で避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、<u>ホテルなどの活用について検討を進める。</u> <u>また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の災害時要援護者等のため、社会福祉法人等との協定に基づき、平時からの物資の調達や訓練の実施等を通じ、二次避難所の確保を進めるとともに、災害時要援護者等の状況に応じて、介護保険施設、障害者支援施設等におけるショートステイ等の活用を推進する。</u> <u>また、災害対策基本法及び同法施行規則に基づく指定福祉避難所の指定について、市直営の3箇所の地域リハビリテーションセンターにおいて、先行して取組を進める。また、関係団体等と連携し、指定福祉避難所と一般の避難所の役割の整理や地域等への周知のほか、避難先の調整等の課題の整理、検証などを行うことにより、指定福祉避難所の指定及び円滑な開設、運営に向けた取組を推進する。</u></p>	<p>第5節 避難施設の対策 (中略)</p> <p>2 要配慮者用避難施設の整備【健康福祉局庶務課】 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。なお、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を二次避難所として指定するよう努めるものとする。</p>	所管の変更 災害対策基本法の改正に伴う要配慮者用避難施設等に係る取組の整理
風水害対策編	59	2	9	2		<p>第2節 避難施設 (中略)</p> <p>7 情報受伝達手段の整備 (1) 移動系防災行政無線の整備 公衆網が途絶した場合に備え、指定避難所と区の情報受伝達手段として、デジタル移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。</p>	<p>第2節 避難施設 (中略)</p> <p>7 情報受伝達手段の整備 (1) 移動系防災行政無線の整備 公衆網が途絶した場合に備え、指定避難所と区の情報受伝達手段として、<u>260MHz</u>デジタル移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。</p>	周波数の表記は不要のため削除

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	60	2	9	2		(中略) 9 物資の備蓄 指定避難所の一時的余裕教室、校地等を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。 また、緊急避難場所又は避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症(以下「感染症」という。)の感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄する。	(中略) 9 物資の備蓄 指定避難所の一時的余裕教室、校地等を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。	国に防災基本計画の改定及び本市における感染対策の物資の備蓄の推進を踏まえ、本市における物資の備蓄の方針を明確にするため
風水害対策編	63	2	10	4		第4節 備蓄場所 (中略) 【別表「各区集中備蓄倉庫一覧」内】 ・中原区 等々力 緑地 備蓄倉庫 中原区等々力1-1(等々力陸上競技場内、等々力 球場 内)	第4節 備蓄場所 (中略) 【別表「各区集中備蓄倉庫一覧」内】 ・中原区 等々力公園備蓄倉庫 中原区等々力1-1(等々力陸上競技場内、等々力 硬式野球場 内【※2020年度完成予定】)	等々力球場が完成したため修正(名称は4部17章4節179頁と整合) 公園名を等々力「緑地」の標記に正しく修正
風水害対策編	65	2	11			第11章 防災訓練の実施・指導【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、 上下水道局経営戦略・危機管理室 、まちづくり局指導部、消防局、各局室区】	第11章 防災訓練の実施・指導【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、まちづくり局指導部、消防局、各局室区】	所管の追加
風水害対策編	65	2	11	2		第2節 訓練の種類【総務企画局危機管理室、まちづくり局指導部、建設緑政局河川課、 上下水道局経営戦略・危機管理室 、消防局、区】 1 各種訓練(随時実施) (中略) (3) 避難訓練 自主避難、避難指示及び避難誘導など地域住民を安全に避難させることはもとより、災害時要援護者の避難を円滑に行うため、市民、自主防災組織、市及び防災関係機関等が一体となった避難訓練を実施する。	第2節 訓練の種類【総務企画局危機管理室、まちづくり局指導部、建設緑政局河川課、消防局、区】 1 各種訓練(随時実施) (中略) (3) 避難訓練 自主避難、 避難勧告 指示及び避難誘導など地域住民を安全に避難させることはもとより、災害時要援護者の避難を円滑に行うため、市民、自主防災組織、市及び防災関係機関等が一体となった避難訓練を実施する。	所管の追加 災害対策基本法に基づく改定
風水害対策編	71	3	1	1	表や図の修正あり(別添)			大雨の警報、特別警報は正確には3種類の為 地震、火山関係の特別警報を現象の種類ではなく、発表名に変更
風水害対策編	72	3	1	1		第1節 体制の概要 (中略) 4 洪水に対する防災行動計画 台風の接近・上陸に伴い、多摩川または鶴見川の氾濫が想定される場合には、本市及び関係機関は、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難 情報 の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)」に基づき対策を実施するものとする。 (資料編 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難 情報 の発令等に着目したタイムライン)	第1節 体制の概要 (中略) 4 洪水に対する防災行動計画 台風の接近・上陸に伴い、多摩川または鶴見川の氾濫が想定される場合には、本市及び関係機関は、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難 勧告 の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)」に基づき対策を実施するものとする。 (資料編 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難 勧告 の発令等に着目したタイムライン)	令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、名称を修正したため

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	77	3	3	2		<p>第2節 市本部の組織及び運営 (中略)</p> <p>4 区本部 (中略)</p> <p>(4) 区本部に事務局を設置する。なお、消防署、市税事務所及び各班は情報連絡担当者を設置し、区本部事務局に派遣するものとする。</p> <p>(5) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。</p> <p>(6) 区本部会議 区本部員間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部会議を開催する。</p> <p>ア 区本部会議の構成は、区本部長、区副本部長、各班の長及びその他区本部長が必要と認める者を充てる。</p> <p>イ 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集する。</p> <p>ウ 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各班長に指示をすることができる。</p>	<p>第2節 市本部の組織及び運営 (中略)</p> <p>4 区本部 (中略)</p> <p>(新規)</p> <p>(4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。</p> <p>(5) 区本部会議 区本部員間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部会議を開催する。</p> <p>ア 区本部会議の構成は、区本部長、区副本部長、各班の長及びその他区本部長が必要と認める者を充てる。</p> <p>イ 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集する。</p> <p>ウ 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認められた場合は、その処置につき必要な限度において、各班長に指示をすることができる。</p> <p>エ 区本部の事務は庶務班がその任にあたる。</p>	<p>災害対策本部設置時も、災害警戒本部と同様に消防署等は区本部に職員を派遣するため、警戒本部設置時との整合性を図ったもの</p>
風水害対策編	80	3	4	1	表や図の修正あり(別添)			避難情報の発令基準の改正及び新型コロナウイルス対策班の新設に伴う修正等。
風水害対策編	84	3	4	1	表や図の修正あり(別添)			避難情報の発令基準の改正及び新型コロナウイルス対策班の新設に伴う修正等。
風水害対策編	87	3	4	2		<p>第2節 動員の方法</p> <p>1 伝達の方法 (1) 勤務時間内の場合 電話、電子メール等にて伝達する。 (中略)</p> <p>4 参集時の留意事項 (中略)</p> <p>(4) 被害状況等の報告 参集途上知り得た被害状況等は、適時、市総合防災情報システム等により所属の上司及び関係局・区へ報告するものとする。</p>	<p>第2節 動員の方法</p> <p>1 伝達の方法 (1) 勤務時間内の場合 電話、電子メール、一斉通知等にて伝達する。 (中略)</p> <p>4 参集時の留意事項 (中略)</p> <p>(4) 被害状況等の報告 参集途上知り得た被害状況等は、参集後直ちに所属の上司及び関係局・区へ報告するものとする。</p>	<p>新総合防災情報システムの運用について記載</p> <p>旧総合防災情報システムにあった「一斉通知」機能は新システムでは実装していないため文言削除</p>
風水害対策編	91	3	6	1		<p>第1節 情報の収集及び伝達体制 (中略)</p> <p>※ 情報の収集及び伝達にあつては、(中略) Twitter、Lアラート(災害情報共有システム)、報道機関、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。</p>	<p>第1節 情報の収集及び伝達体制 (中略)</p> <p>※ 情報の収集及び伝達にあつては、(中略) Twitter、Lアラート(公共情報コモンズ)、報道機関、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。</p>	名称変更による修正
風水害対策編	92	3	6	2		<p>第2節 災害情報の収集等 (中略)</p> <p>4 情報伝達体制 総務企画局危機管理監は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を必要に応じて、各局・区へ提供する。</p>	<p>第2節 災害情報の収集等 (中略)</p> <p>4 情報伝達体制 総務企画局危機管理監は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を庁内イントラネットシステムに掲載し、各局・区へ気象情報を提供する。</p>	庁内イントラネットシステムからの接続がなくなったため修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	93	3	6	3		<p>第3節 横浜地方気象台等の行う気象予報・警報及び発表・伝達</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>第3節 横浜地方気象台等の行う気象予報・警報及び発表・伝達</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>警戒レベルの挿入 災害対策基本法に基づく改定</p> <p>(※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)</p>
風水害対策編	94	3	6	3	表や図の修正あり(別添)			文言修正
風水害対策編	95	3	6	3	表や図の修正あり(別添)			基準の変更に伴う修正
風水害対策編	95	3	6	3		<p>(中略)</p> <p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p><u>土砂災害警戒情報は、横浜地方気象台が大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、神奈川県と横浜地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>市は、横浜地方気象台と神奈川県が土砂災害警戒情報を共同発表した場合、市民への周知に努めるとともに、個別の斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(神奈川県も同一情報を「土砂災害警戒情報を補足する情報」として提供)」等を基に総合的に判断し、避難指示の発令を行う。</p> <p>ただし、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。</p> <p><参考> <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 土砂災害緊急情報</p> <p>(中略)</p> <p>市は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、市民への周知に努めるとともに、避難情報の発令等を行う。</p>	<p>(中略)</p> <p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>横浜地方気象台は、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、神奈川県と協議し、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう土砂災害警戒情報を市町村ごとに神奈川県と共同発表し、大雨警報の伝達系統に準じて伝達する。(警戒レベル4に相当)</p> <p>市は、横浜地方気象台と神奈川県が共同発表する土砂災害警戒情報が発表された場合、市民への周知に努めるとともに、個別の斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)(神奈川県も同一情報を「土砂災害警戒情報を補足する情報」として提供)」等を基に総合的に判断し、避難勧告等の発令を行う。</p> <p>ただし、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。</p> <p><参考> <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 土砂災害緊急情報</p> <p>(中略)</p> <p>市は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、市民への周知に努めるとともに、避難勧告等の発令等を行う。</p>	<p>災害対策基本法に基づく改定 名称の変更等</p> <p>(※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一。但し、土砂災害警戒情報の項目は当該情報が発令された場合は避難指示を発令するため、「避難指示」の文言を使用。)</p>

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	96	3	6	3		(中略) 5 竜巻注意情報 横浜地方気象台は、竜巻などの激しい突風に対する気象情報を、発生の可能性に応じて段階的に発表し、半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ、数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。竜巻注意情報は、ドップラーレーダーによる観測等から今まさに竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断したときに 気象庁から 発表する。なお、有効時間は、1時間で、解除はなく、引き続き注意すべき状況が続く場合は、再度発表する。	(中略) 5 竜巻注意情報 横浜地方気象台は、竜巻などの激しい突風に対する気象情報を、発生の可能性に応じて段階的に発表し、半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ、数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。竜巻注意情報は、ドップラーレーダーによる観測等から今まさに竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断したときに発表する。なお、有効時間は、1時間で、解除はなく、引き続き注意すべき状況が続く場合は、再度発表する。	発表官署の追加
風水害対策編	97	3	6	3		(中略) 6 地方海上警報 気象庁 大気海洋部 は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸(関東海域北部)海域に対し地方海上警報を発表し、第三管区海上保安本部を通じ無線通信により関係船舶に通報される。	(中略) 6 地方海上警報 気象庁 予報部 は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸(関東海域北部)海域に対し地方海上警報を発表し、第三管区海上保安本部を通じ無線通信により関係船舶に通報される。	組織の改編
風水害対策編	97	3	6	3	表や図の修正あり(別添)			海上警報の改定に伴う修正
風水害対策編	97	3	6	3		(中略) 7 噴火警報・予報 (1) 噴火警報・予報の種類 (中略) イ 噴火予報 火山活動が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に、 気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・ 警報 センターから、発表される。(なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表) (2) 富士山の噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表 される 。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。	(中略) 7 噴火警報・予報 (1) 噴火警報・予報の種類 (中略) イ 噴火予報 火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表される。(なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表) (2) 富士山の噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表 されます 。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。	改正及び名称の変更 文言修正
風水害対策編	98	3	6	3	表や図の修正あり(別添)			基準の変更に伴う修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	98	3	6	3		<p>(3) 降灰予報の種類</p> <p>ア 降灰予報(定時)</p> <p>・<u>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表される。</u></p> <p>・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。</p> <p>イ 降灰予報(速報)</p> <p>・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。</p> <p>・<u>降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。</u></p> <p>・<u>降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。</u></p> <p>・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表される。</p> <p>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。</p> <p>ウ 降灰予報(詳細)</p> <p>・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。</p> <p>・<u>降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。</u></p> <p>・<u>降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。</u></p> <p>・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表される。</p> <p>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が提供される。</p>	<p>(3) 降灰予報の種類</p> <p>ア 降灰予報(定時)</p> <p>・噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して発表される。</p> <p>・噴火の発生に関わらず、一定規模補噴火を仮定して定期的に発表される。</p> <p>・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。</p> <p>イ 降灰予報(速報)</p> <p>・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。</p> <p>・「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表される。</p> <p>・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表される。</p> <p>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。</p> <p>ウ 降灰予報(詳細)</p> <p>・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。</p> <p>・「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。</p> <p>・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表される。</p> <p>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が提供される。</p>	改定
風水害対策編	99	3	6	3		<p>(中略)</p> <p>8 気象情報</p> <p>横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係機関に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。</p> <p>また、<u>神奈川県内で大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合(運用基準は、1時間当りの雨量が100mmを超えた場合)は、記録的短時間大雨情報が気象庁から発表される。</u></p> <p>発表した情報は、気象台から注意報や警報、特別警報に準じて関係機関に伝達される。</p>	<p>(中略)</p> <p>8 気象情報</p> <p>横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係機関に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。</p> <p>また、<u>県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合(運用基準は、1時間当りの雨量が100mmを超えた場合)は、「記録的短時間大雨情報」を発表して一般や防災関係機関に警戒を呼びかける。</u></p> <p>発表した情報は、気象台から注意報や警報、特別警報に準じて関係機関に伝達される。</p>	改定に伴う修正
風水害対策編	100	3	6	3	表や図の修正あり(別添)			組織の改編 警報事項の通知に関する細目 協定に整合 連絡系統の修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	102	3	6	4	表や図の修正あり(別添)	第4節 洪水予報 気象庁 大気海洋部 と関東地方整備局又は横浜地方気象台と京浜河川事務所は、多摩川及び鶴見川について、洪水のおそれがあると認められるときに、共同して水位等の状況を洪水予報として、発表する(警戒レベル2～5に相当する)。 (中略)	第4節 洪水予報 気象庁予報部と関東地方整備局又は横浜地方気象台と京浜河川事務所は、多摩川及び鶴見川について、洪水のおそれがあると認められるときに、共同して水位等の状況を洪水予報として、発表する(警戒レベル2～5に相当する)。 (中略)	組織の改編 災害対策基本法の改正に伴う修正 氾濫開始相当水位の表を追加 連絡系統の修正 氾濫開始相当水位の距離標(KP)の修正
風水害対策編	106	3	6	5	表や図の修正あり(別添)			時点修正
風水害対策編	107	3	6	6	表や図の修正あり(別添)	第6節 高潮氾濫発生情報 神奈川県は、東京湾沿岸(神奈川県区間)について、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮 特別警戒水位 」を設定し、海岸の水位が「高潮 特別警戒水位 」に達した場合に、「高潮 氾濫発生情報 」を発表する(警戒レベル 5 に相当する)。	第6節 高潮氾濫危険情報 神奈川県は、東京湾沿岸(神奈川県区間)について、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮 氾濫危険水位 」を設定し、海岸の水位が「高潮 氾濫危険水位 」に達した場合に、「高潮 氾濫危険情報 」を発表する(警戒レベル 4 に相当する)。	令和3年の災害対策基本法の改正及び、避難情報のガイドラインの改正に伴い修正
風水害対策編	108	3	6	7	表や図の修正あり(別添)	第7節 水位周知下水道における水位到達情報【上下水道局】 市は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位(水防法13条の2第2項に規定される雨水出水特別警戒水位)に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び神奈川県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知する。 (以下別添)	(新設)	水位周知下水道の取組開始に伴う地域防災計画への反映
風水害対策編	109	3	6	8	表や図の修正あり(別添)	第8節 その他の情報 1 本市観測システムの情報 気象庁以外からの情報は、雨量情報配信システム[レインネット](国土交通省から雨量データ受信、下水道施設内に設置されている17箇所の地上雨量計)及びクラウドテレメーターシステム(市内26箇所に設置した雨量観測局と主要河川6箇所、川崎港検潮所に設置した雨量・水(潮)位観測局)の観測データから情報を収集する。	第7節 その他の情報 1 本市観測システムの情報 気象庁以外からの情報は、雨量情報配信システム[レインネット](国土交通省から雨量データ受信、下水道施設内に設置されている17箇所の地上雨量計)及び水防用無線局のテレメーターシステム(市内27箇所に設置した雨量観測局と主要河川5箇所、川崎港検潮所に設置した水(潮)位観測局)の観測データから情報を収集する。	新設に伴う節番号修正 平成31年度(令和元年度)よりクラウドテレメータへ変更 観測局数及び名称の修正 連絡系統の追加
風水害対策編	110	3	7			第7章 災害情報の広報 風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、防災行政無線、Twitter、防災アプリ、Lアラート(災害情報共有システム)、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。 また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。	第7章 災害情報の広報 風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、防災行政無線、Twitter、防災アプリ、Lアラート(公共情報コモンズ)、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。 また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。	Lアラートの説明内容の修正
風水害対策編	110	3	7	1		第1節 広報内容 (中略) 2 避難に関すること (1) 避難情報の発令 (2) 避難所の状況・他の収容施設	第1節 広報内容 (中略) 2 避難に関すること (1) 避難の準備情報、勧告・指示 (2) 避難所の状況・他の収容施設	災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	110	3	7	1		(中略) 3 応急対策活動に関すること (1) 応急救護所の開設状況 (2) 電気、ガス、水道、 <u>下水道</u> 、電話等の復旧状況	(中略) 3 応急対策活動に関すること (1) 応急救護所の開設状況 (2) 電気、ガス、水道、電話等の復旧状況	下水道施設の復旧状況の周知も重要となることから追記
風水害対策編	111	3	7	2		第2節 広報活動の方法 (中略) 3 電子メール、インターネット等を活用した広報 ・協定先 <u>ヤフー株式会社</u> 、(株)レスキューナウ また、市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき『防災気象情報』」、インターネットサイトによる「市ホームページ」、 <u>「防災ポータルサイト」</u> 、Lアラート (<u>災害情報共有システム</u>) 等を活用し、情報提供を行う。 (中略) 9 防災テレホンサービス 防災行政無線屋外同報で放送した内容は、防災テレホンサービス <u>及び防災ポータルサイト</u> により市民に提供する。 10 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 <u>Twitter、LINE等</u> を活用し、文字や画像による情報提供に努める。	第2節 広報活動の方法 (中略) 3 電子メール、インターネット等を活用した広報 ・協定先 (株)レスキューナウ また、市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき『防災気象情報』」、インターネットサイトによる「川崎市ホームページ」、 <u>携帯電話用サイト「モバイル川崎」</u> 、Lアラート (公共情報コモンズ) 等を活用し、情報提供を行う。 (中略) 9 防災テレホンサービス 防災行政無線屋外同報で放送した内容は、防災テレホンサービスにより市民に提供する。 10 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 <u>Twitter等</u> を活用し、文字や画像による情報提供に努める。	3 ・市ホームページの記載統一 ・防災ポータルサイト追記 ・携帯電話用サイトの削除 9 ・防災ポータルサイト追記 10 ・LINEの追加
風水害対策編	122	4	2	1		第2章 避難対策 風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、(中略)なお、災害時 <u>要配慮者</u> や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。 第1節 避難行動(安全確保行動)の考え方【総務企画局危機管理室】 「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保(以下「避難情報」という。)</u> の対象とする避難行動については、緊急避難場所に <u>避難</u> することのみではなく、次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとする。 ① 緊急避難場所への <u>避難</u> ② 洪水浸水想定区域外の安全な場所への <u>避難</u> (親戚や友人の家等) ③ <u>ホテル、旅館等への避難</u> ④ 近隣の高い建物等への <u>避難</u> ⑤ 屋内の安全な場所への避難 (中略)	第2章 避難対策 風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、(中略)なお、災害時 <u>要配慮者</u> や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。 第1節 避難行動(安全確保行動)の考え方【総務企画局危機管理室】 「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報(以下「避難勧告等」という。)</u> の対象とする避難行動については、緊急避難場所に <u>移動</u> することのみではなく、次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとする。 ① 緊急避難場所への <u>移動</u> ② 洪水浸水想定区域外の安全な場所への <u>移動</u> (親戚や友人の家等) <u>(新規)</u> ③ 近隣の高い建物等への <u>移動</u> ④ 屋内の安全な場所への避難 (中略)	災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一) 防災基本計画の修正に合わせ、ホテル・旅館等への避難を個別に記載(その他文言修正)
風水害対策編	122	4	2	2		第2節 <u>避難情報</u> 市長などの <u>避難情報</u> の発令の権限を有する者(以下「発令者」という。)は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、 <u>避難情報を発令し</u> 、緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することができるものとする。 <u>避難情報</u> の判断にあたっては必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることとするほか、発令にあたっては取るべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとする。	第2節 <u>避難勧告等</u> 市長などの <u>避難勧告等</u> の発令の権限を有する者(以下「発令者」という。)は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (以下「 <u>避難勧告等</u> 」という。)を <u>発令し</u> 、緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することができるものとする。 <u>避難勧告等</u> の判断にあたっては必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることとするほか、発令にあたっては取るべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとする。	災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	122	4	2	2		<p>1 <u>避難情報</u></p> <p>(1) <u>高齢者等避難(警戒レベル3)</u> 市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「<u>高齢者等避難</u>」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所へ避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、必要に応じて、<u>高齢者等避難</u>の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難(自主避難)することを促す。</p> <p>(2) <u>避難指示(警戒レベル4)</u> 発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難</u>を指示する。 なお、区長、消防局長又は消防署長は、<u>避難指示</u>の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として<u>避難指示</u>を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>(3) <u>緊急安全確保(警戒レベル5)</u> 発令者は、<u>災害が発生、または切迫している</u>場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>緊急安全確保</u>を発令する。 なお、区長、消防局長又は消防署長は、<u>緊急安全確保</u>の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として<u>緊急安全確保</u>を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>【以下表内(発令者一覧)】 <u>勧告・指示の区分を削除</u></p>	<p>1 <u>避難勧告等</u></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所へ避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、必要に応じて、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難(自主避難)することを促す。</p> <p>(2) <u>避難勧告・指示(緊急)</u> 発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難</u>を勧告するとともに、急を要すると認めるときは、<u>避難</u>を指示する。 なお、区長、消防局長又は消防署長は、<u>避難勧告・指示(緊急)</u>の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として<u>避難勧告・指示(緊急)</u>を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>(3) <u>災害発生情報</u> 発令者は、既に災害が発生している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>災害発生情報</u>を発令する。 なお、区長、消防局長又は消防署長は、<u>災害発生情報</u>の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として<u>災害発生情報</u>を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>【以下表内(発令者一覧)】 <u>勧告・指示の区分を削除</u></p>	<p>災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)</p>
風水害対策編	123	4	2	2		<p>2 <u>避難情報</u>の発令基準 <u>避難情報</u>の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令等の状況を設定する。 (中略) このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の<u>避難情報</u>の発令基準によるものとする。 (資料編 風水害に関する<u>避難情報</u>の発令基準)</p> <p>3 <u>避難情報</u>の内容 <u>避難情報</u>を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。</p> <p>【以下表内(伝達内容)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 発令日時 発令者 対象地域及び対象者 避難すべき理由 <u>状況、危険の度合い</u> <u>避難情報の種別</u> 避難の時期(避難開始時期及び完了時期) 避難場所 避難の経路(又は、通行できない経路) 住民の取るべき行動や注意事項 住民の取るべき行動や注意事項 担当者及び連絡先 	<p>2 <u>避難勧告等</u>の発令基準 <u>避難勧告等</u>の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令等の状況を設定する。 (中略) このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の<u>避難勧告等</u>の発令基準によるものとする。 (資料編 風水害に関する<u>避難勧告等</u>の発令基準)</p> <p>3 <u>避難勧告等</u>の内容 <u>避難勧告等</u>を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。</p> <p>【以下表内(伝達内容)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 発令日時 発令者 対象地域及び対象者 避難すべき理由、状況、危険の度合い <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の種別</u> 避難の時期(避難開始時期及び完了時期) 避難場所 避難の経路(又は、通行できない経路) 住民の取るべき行動や注意事項 担当者及び連絡先 	<p>災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)</p> <p>伝達内容については、実際の発令文の項目と整合</p>

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	124	4	2	2	表や図の修正あり(別添)			災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)
風水害対策編	124	4	2	2		4 避難情報の伝達方法 避難情報を発令した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要である。	4 避難勧告等の伝達方法 避難勧告等を実施した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要である。	災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)
風水害対策編	125	4	2	2		5 関係機関への通知及び報告 (1) 市長は避難情報を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示を発令した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事へ報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。 (2) 避難情報が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。 6 避難情報の解除 (1) 市長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難情報を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 (2) 避難情報が解除されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。 (3) 区長は、避難情報の解除に伴い、避難者及び避難施設の管理者と緊急避難場所の閉鎖、縮小に向けた処理にあたる。	5 関係機関への通知及び報告 (1) 市長は避難勧告等を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事へ報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。 (2) 避難勧告等が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。 6 避難勧告等の解除 (1) 市長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告等を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 (2) 避難勧告等が解除されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。 (3) 区長は、避難勧告等の解除に伴い、避難者及び避難施設の管理者と緊急避難場所の閉鎖、縮小に向けた処理にあたる。	災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)
風水害対策編	125	4	2	3		第3節 住民説明の実施 市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難情報を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等を通じて住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。	第3節 住民説明の実施 市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告等を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等を通じて住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。	災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)
風水害対策編	125	4	2	4		第4節 避難誘導 (中略) 2 災害時要配慮者の避難支援 避難誘導に当たっては、災害時要配慮者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。 (中略) 4 避難経路及び交通手段の確保 区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できるものとする。	第4節 避難誘導 (中略) 2 災害時要援護者の避難支援 避難誘導に当たっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。 (中略) 4 避難経路及び交通手段の確保 区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できるものとする。	脱字修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	126	4	2	5		<p>第5節 緊急避難場所・避難所の開設等</p> <p>1 緊急避難場所 (中略)</p> <p>(4) 緊急避難場所の閉鎖等 区長は、避難情報の解除に伴い、避難者及び施設管理者等と緊急避難場所の閉鎖に向けた処理にあたる。また、災害が長期化する場合や、災害の発生によって被災者が自宅で生活することが困難な場合、被災者が一定期間滞在する場として避難所の開設に向けた準備をする。 (中略)</p> <p>2 避難所 (中略)</p> <p>ウ 避難所対策 区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要配慮者へのケア、プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知する。</p>	<p>第5節 緊急避難場所・避難所の開設等</p> <p>1 緊急避難場所 (中略)</p> <p>(4) 緊急避難場所の閉鎖等 区長は、避難勧告等の解除に伴い、避難者及び施設管理者等と緊急避難場所の閉鎖に向けた処理にあたる。また、災害が長期化する場合や、災害の発生によって被災者が自宅で生活することが困難な場合、被災者が一定期間滞在する場として避難所の開設に向けた準備をする。 (中略)</p> <p>2 避難所 (中略)</p> <p>ウ 避難所対策 区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要援護者へのケア、プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知する。</p>	災害対策基本法に基づく改定 (※内閣府のガイドラインを参照し、「避難情報」の文言に統一)
風水害対策編	128	4	2	6		<p>第6節 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等【総務企画局危機管理室、健康福祉局、区、教育委員会】</p> <p>緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、平時から自宅療養者等のハザード等の把握や避難の方法等の調整、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとする。</p>	(新設)	国に防災基本計画の改定及び本市における感染拡大時の取組内容を踏まえ、本市における感染症対策を踏まえた避難所等の開設、運営の方針等を明確にするため
風水害対策編	128	4	2	6		<p>第7節 警戒区域 市長等は、次の法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 なお、警戒区域の設定は、避難指示等と比べ、災害がより急迫している場合に行なわれるものである。</p>	<p>第6節 警戒区域 市長等は、次の法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 なお、警戒区域の設定は、避難勧告等と比べ、災害がより急迫している場合に行なわれるものである。</p>	災害対策基本法に基づく改定
風水害対策編	129	4	3	4		<p>第4節 土砂災害に対する二次災害防止対策</p> <p>1 崖の監視 区長は、まちづくり局と連携し安全が確認されるまで、崖崩れ箇所周辺の住民に対して避難指示等の措置を実施するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限等必要な措置を講じる。 また、崩壊した斜面やその周辺の状況の監視を行い、その状況を関係機関に伝達する。</p>	<p>第4節 土砂災害に対する二次災害防止対策</p> <p>1 崖の監視 区長は、まちづくり局と連携し安全が確認されるまで、崖崩れ箇所周辺の住民に対して避難勧告・指示等の措置を実施するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限等必要な措置を講じる。 また、崩壊した斜面やその周辺の状況の監視を行い、その状況を関係機関に伝達する。</p>	災害対策基本法に基づく改定
風水害対策編	130	4	4			<p>第4章 医療救護・福祉対応 風水害時においては、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとする。 (中略)</p>	<p>第4章 医療救護 風水害時においては、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。 (中略)</p>	第6節追加による章の名称変更 名称変更（ガイドライン）

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	130	4	4	1		<p>第1節 医療救護活動体制の整備</p> <p>1 災害対策本部健康福祉部の役割 災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。(中略)また、災害時における市民の健康確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</p> <p>(1) 保健医療調整本部 第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は、災害の規模に応じて第3庁舎5階会議室もしくは執務室等とする。(中略)</p> <p>2 区本部保健衛生・福祉班の役割 災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び一般事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。(中略) また、災害時における市民の健康確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。(中略)</p> <p>5 市内病院の役割 災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1～4のいずれかに位置付ける。 (中略) なお、レベル2～4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。</p>	<p>第1節 医療救護活動体制の整備</p> <p>1 災害対策本部健康福祉部の役割 災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。(中略)また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</p> <p>(1) 保健医療調整本部 第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は第3庁舎5階会議室とする。(中略)</p> <p>2 区本部保健衛生・福祉班の役割 災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。(中略) また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。(中略)</p> <p>5 市内病院の役割 災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付ける。 (中略) なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。</p>	<p>風水害の場合、あらかじめ準備ができることなどから、執務室等に対応することを検討しているため</p> <p>その他文言修正</p>
風水害対策編	133	4	4	1	表や図の修正あり(別添)			日本医科大学武蔵小杉病院建て替えのための修正
風水害対策編	134	4	4	1		<p>(中略)</p> <p>7 災害時情報伝達体制の整備 市は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、無線等の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。 なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、EMISに登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。(中略)</p> <p>(1) 緊急時入力(災害発生直後) 被災状況を速やかに確認するとともに、EMISの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。 ア 入院病棟の危険状況 イ ライフライン・サプライの状況 ウ 患者受診状況 エ 職員状況 オ その他 (中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>7 災害時情報伝達体制の整備 市は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、無線等の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。 なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。(中略)</p> <p>(1) 緊急時入力(災害発生直後) 被災状況を速やかに確認するとともに、EMISの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。 ア 倒壊状況 イ ライフライン・サプライ状況 ウ 患者受診状況 エ 職員状況 オ その他 (中略)</p>	<p>文言修正</p>

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	138	4	4	6		<p><u>第6節 災害時の福祉対応【健康福祉局、区】</u></p> <p><u>1 災害福祉調整本部</u></p> <p><u>(1) 目的、役割等</u></p> <p>災害福祉の対応体制を整え、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置する。なお、設置場所は現行執務スペースや第3庁舎15階会議室を基本とし、当該スペース等が利用できない場合、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を選定し、設置するものとする。</p> <p>また、大規模な風水害等の発生が予測される場合においては、災害対策本部の設置に関わらず、情報収集するとともに関係機関への情報発信などを行う。</p> <p><u>【表内】 災害福祉調整本部の役割</u></p> <p><u>1 社会福祉施設の情報集約</u></p> <p><u>2 被災した社会福祉施設への支援</u></p> <p><u>3 他都市からの災害時の福祉活動チーム、介護専門職等の受入調整</u></p> <p><u>4 各区の災害時要援護者等の情報収集</u></p> <p><u>5 二次避難所の開設・運営に関する総合調整</u></p> <p><u>6 緊急ショートステイの受入・運営に関する総合調整</u></p> <p><u>7 情報の整理及び分析等の総合調整やマネジメント</u></p> <p><u>8 本部会議等への報告</u></p> <p><u>(2) 二次避難所連絡要員の派遣</u></p> <p>災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣する。二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行う。</p> <p><u>(3) 災害時情報伝達・収集体制</u></p> <p>関係局区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設情報共有システム(E-Welfiiss)を中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進める。</p> <p><u>2 区本部保健衛生・福祉班の役割</u></p> <p><u>(1) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害時要援護者の安全確保に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害時要援護者の状況調査に関すること。</u></p> <p><u>(4) 災害時要援護者の情報に関すること。</u></p> <p><u>(5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。</u></p> <p><u>3 市内の社会福祉施設の役割</u></p> <p>災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入や緊急ショートステイによる受入に努めるものとする。</p> <p>(資料編 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することにに関する協定書)</p>	(新設)	健康福祉部内に、令和3年度より災害福祉調整本部の設置がなされることとなり、その役割などを明記する。

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	138	4	4	6		<p><u>4 二次避難所の開設</u> 健康福祉部長は、避難を要する災害時要援護者等の安定した避難生活を確保するため、災害の状況、避難所等の開設状況、地域の特性、施設の被害の程度、避難者の人数等を勘案し、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設する。</p> <p><u>5 神奈川DWA Tの派遣要請</u> 災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所において要配慮者への福祉的支援が不足するときは、「<u>神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱</u>」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWA Tの派遣要請を行う。 (資料編 神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱)</p> <p><u>6 平時からの訓練の実施</u> 災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、健康福祉局は、関係局区、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を実施する。</p>	(新設)	健康福祉部内に、令和3年度より災害福祉調整本部の設置がなされることとなり、その役割などを明記する。
風水害対策編	140	4	5	1		<p>第1節 飲料水・生活水の供給 (中略) 4 災害時確保水量 【表中】 ・令和3年4月現在 ・潮見台配水池 13,631 m³ ・鷺沼配水池 川崎市宮前区土橋3-1-1 ・末吉配水池 38,579 m³ ・宮崎配水塔 1,567 m³ 川崎市宮前区鷺沼4-1-1-6 ・貯水量合計 164,872 m³ ※配水池・配水塔の確保水量は、緊急遮断弁を整備した池(塔)の有効容量</p>	<p>第1節 飲料水・生活水の供給 (中略) 4 災害時確保水量 【表中】 ・平成30年4月現在 ・潮見台配水池 13,920 m³ ・鷺沼配水池 川崎市宮前区土橋3-1-2 ・末吉配水池 36,180 m³ ・黒川高区配水池 666 m³ 川崎市多摩区黒川1643 ・貯水量合計 161,861 m³ ※配水池・配水塔の確保水量は、緊急遮断弁を整備した池(塔)の有効容量 末吉配水池は更生工事、潮見台配水池は耐震補強工事を実施中</p>	時点修正及び文言修正
風水害対策編	141	4	5	2		<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、農業振興課、中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局危機管理担当、港湾局、区】 (中略)</p>	<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、農業振興課、中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局庶務課、港湾局、区】 (中略)</p>	所管の修正
風水害対策編	146	4	6	1		<p>第1節 情報パニックによる混乱防止措置 電話の不通、情報把握の正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 市長は、防災行政無線、市ホームページ、防災ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、防災アプリ、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。</p>	<p>第1節 情報パニックによる混乱防止措置 電話の不通、情報把握の正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報防災ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、防災アプリ、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。</p>	防災行政無線、防災ポータルサイトの記載統一
風水害対策編	150	4	7	6		<p>第6節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携 (中略) ※河川舟運輸送時の主な物資中継拠点 ・大師河原河川防災ステーション(川崎区大師河原1丁目) ・戸手緊急船着場(川崎市幸区幸町2丁目)</p>	<p>第6節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携 (中略) ※河川舟運輸送時の主な物資中継拠点 ・大師河原河川防災ステーション(川崎区大師河原1丁目) ・戸手緊急船着場(川崎市幸区戸手2丁目)</p>	文言修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	154	4	10	1		<p>第1節 防疫対策 (中略)</p> <p>2 消毒及び感染媒体駆除の実施 (1) 避難所等 区本部保健衛生・福祉班は、各避難所を巡回して、避難所において感染症が発生した場合など必要に応じて、トイレやその他避難所内の消毒が必要な場所等に対して、適切な消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族(ねずみ)・害虫等の駆除を実施する。</p> <p>(2) 浸水地域 被災家屋等の消毒はその所有者が直接行うものとし、必要に応じて直接又は自主防災組織を通じて消毒方法の指導を実施する。また、そ族(ねずみ)・害虫の駆除は、環境衛生上緊急を要する場合、医療・衛生班が健康福祉部や発生場所の所有者・専門業者等と連携して実施する。</p>	<p>第1節 防疫対策 (中略)</p> <p>2 消毒及び感染媒体駆除の実施 (1) 避難所等 区本部保健衛生・福祉班は、各避難所を巡回して、トイレ、ごみ置場を中心に消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族(ねずみ)・害虫等の駆除を実施する。</p> <p>(2) 浸水地域 被災家屋等の消毒はその所有者が直接行うものとし、必要に応じて直接又は自主防災組織を通じて消毒方法の指導を実施する。なお、環境衛生上緊急を要する場合は、医療・衛生班が駆除を実施する。また、そ族(ねずみ)・害虫の駆除は、医療・衛生班が発生場所の所有者・専門業者等と連携して実施する。</p>	<p>屋外のごみ置き場等に対する消毒の効果や優先度は低く、消毒は基本的に避難所内が重要であり、必要に応じて実施するものであるため。</p> <p>そ族(ねずみ)・害虫の駆除は、環境衛生上緊急を要する場合に実施するものとした。</p>
風水害対策編	158	4	11	2		<p>第2節 ごみ処理 (中略)</p> <p>3 住民等への指導・協力要請 (中略)</p> <p>(4) 台風接近に伴う暴風雨や避難指示の発令、公共交通機関の計画運休等が予想される場合には必要に応じて事前にごみ収集中止の可能性について広報するとともに、ごみ収集を中止する場合には速やかに報道機関等を通じて広報する。</p>	<p>第2節 ごみ処理 (中略)</p> <p>3 住民等への指導・協力要請 (中略)</p> <p>(4) 台風接近に伴う暴風雨や避難勧告の発令、公共交通機関の計画運休等が予想される場合には必要に応じて事前にごみ収集中止の可能性について広報するとともに、ごみ収集を中止する場合には速やかに報道機関等を通じて広報する。</p>	<p>災害対策基本法に基づく改定</p>
風水害対策編	158	4	11	3		<p>第3節 し尿処理 (中略)</p> <p>3 住民等への指導・協力要請 (1) 浄化槽については、環境部により応急措置を行うが、短期間に修理、補修、改修を行うよう指導する。 (2) 避難所等に設置した災害用トイレの清掃、収集作業を円滑に実施するため、その管理について被災者や施設管理者等に対して協力を要請するとともに、災害時要配慮者への配慮についても併せて呼びかける。</p>	<p>第3節 し尿処理 (中略)</p> <p>3 住民等への指導・協力要請 (1) 浄化槽については、環境部により応急措置を行うが、短期間に修理、補修、改修を行うよう指導する。 (2) 避難所等に設置した災害用トイレの清掃、収集作業を円滑に実施するため、その管理について被災者や施設管理者等に対して協力を要請するとともに、災害時要援護者への配慮についても併せて呼びかける。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「要援護者」の部分を「要配慮者」に修正</p>
風水害対策編	159	4	11	3		<p>【表内(災害廃棄物等対策組織及び分担業務)】 総務担当 (担当課) 環境対策推進課</p>	<p>【表内(災害廃棄物等対策組織及び分担業務)】 総務担当 (担当課) 大気環境課</p>	<p>組織の改編</p>
風水害対策編	160	4	11	3		<p>【表欄外(各班の業務内容と着手時期)】 対:環境対策推進課</p>	<p>【表欄外(各班の業務内容と着手時期)】 大:大気環境課</p>	<p>組織の改編</p>
風水害対策編	161	4	11	3		<p>【表内(各班の業務内容と着手時期)】 応急期:【総務班】(庶・政・減・対) 復旧・復興期:【総務班】(庶・政・減・対)</p>	<p>【表内(各班の業務内容と着手時期)】 応急期:【総務班】(庶・政・減・大) 復旧・復興期:【総務班】(庶・政・減・大)</p>	<p>組織の改編</p>
風水害対策編	172	4	15	3		<p>第3節 上下水道・工業用水道施設の応急対策 上下水道・工業用水道施設の機能を維持するため、各浄水場、各配水池・配水塔、送配水管、給水装置等に破損が生じた場合、速やかに応急復旧を実施するとともに、配水系統の変更等を行い円滑な給・配水にあたるものとする。</p>	<p>第3節 上下水道・工業用水道施設の応急対策 上下水道・工業用水道施設の機能を維持するため、各浄水場、送配水管、給水装置等に破損が生じた場合、速やかに応急復旧を実施するとともに、配水系統の変更等を行い円滑な給・配水にあたるものとする。</p>	<p>水道の配水システムの概要を補足するため</p>
風水害対策編	172	4	15	4		<p>第4節 下水道施設の応急対策 汚水・雨水の処理、排除機能を維持するため、各処理場、ポンプ場施設等を緊急点検し、安全対策と施設維持を図った上で可能な範囲での最大限の機能回復措置を施す。(中略)</p>	<p>第4節 下水道施設の応急対策 汚水・雨水の処理、排除機能を維持するため、各施設を緊急点検し、安全対策と施設維持を図った上で可能な範囲での最大限の機能回復措置を施す。(中略)</p>	<p>同章の他部局、上水道・工業用水道施設の記載レベルを揃える。(具体的な施設を明記する。)</p>

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	173	4	16			<p>第16章 応急住宅対策</p> <p>災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。 <u>また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。</u></p>	<p>第16章 応急住宅対策</p> <p>災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。なお、それぞれの救助の程度、期間、救助を行うのに必要な費用等については、川崎市告示に定める基準による。ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。 <u>また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。</u></p>	第18章の災害救助法に同様の記載があることから削除
風水害対策編	173	4	16	1		<p>第1節 被災した住宅の応急修理</p> <p>災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>1 対象者 <u>原則として次のいずれかの要件を満たす者</u> <u>(1) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度(準半壊)の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(2) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者(大規模半壊)</u> <u>(3) 応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。</u></p> <p>2 修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。</p> <p>3 期間 <u>原則として、災害発生の日から1か月以内に完了すること。</u> <u>なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6か月以内とする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第1節 被災した住宅の応急修理</p> <p>災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>1 対象者 <u>原則として以下の要件を満たす者(世帯)</u> <u>(1) 災害のため半壊若しくは半焼又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者</u> <u>(2) 自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(3) 応急修理を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者</u></p> <p>2 修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。</p> <p>3 期間 <u>原則として、災害発生の日から1か月以内に完了すること。</u></p> <p>(中略)</p>	内閣府告示や災害救助事務取扱要領の表現に合わせて修正
風水害対策編	173	4	16	2		<p>第2節 障害物の除去</p> <p>災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>1 対象者 <u>原則として以下の要件を満たす者</u> <u>(1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者</u> <u>(2) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅を利用しないと見込まれる者</u></p> <p>2 除去の範囲 居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適切な箇所などとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2節 障害物の除去</p> <p>災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>1 対象者 <u>原則として以下の要件を満たす者(世帯)</u> <u>(1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家被害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態にある者</u> <u>(2) 自らの資力では障害物の除去をすることができない者</u> <u>(3) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者</u></p> <p>2 除去の範囲 居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適切な箇所などとする。</p> <p>(中略)</p>	内閣府告示や災害救助事務取扱要領の表現に合わせて修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁(新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	174	4	16	3		<p>第3節 応急仮設住宅の供与【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】</p> <p>民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）及び建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の被災者への供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>1 建設型応急住宅 (1) 対象者 <u>原則として以下の要件を満たす者</u> <u>ア 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</u> <u>イ 応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者</u></p> <p>(2) 住宅仕様 <u>神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、仕様を定める。</u></p> <p>(3) 建設用地 建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。 また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から、適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。 (4) 供与期間 <u>建築工事完了後、2年以内とする。</u> (中略)</p>	<p>第3節 応急仮設住宅の供与【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】</p> <p>民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）及び建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の被災者への供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>1 建設型応急住宅 (1) 対象者 災害による被災者（罹災証明書が発行された者又は発行が見込まれる者）で、原則として次のいずれかの項目に該当する者 <u>ア 住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</u> <u>イ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない者（災害救助法に基づく、応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者）</u></p> <p>(2) 住宅仕様 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、仕様を定める。</p> <p>(3) 建設用地 建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。 また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から、適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。 (4) 供与期間 <u>建築工事完了後、2年以内とする。（内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり）</u> (中略)</p>	内閣府告示に記載の表現に合わせて修正するとともに、災害救助法の他の救助項目では国との特別協議の記載がないことから、記載を削除
風水害対策編	175	4	16	3		<p>2 賃貸型応急住宅 (1) 対象者 <u>建設型応急住宅と同じ。ただし、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。</u></p> <p>(2) 借上げ条件 <u>神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。</u></p> <p>(3) 供与期間 賃貸借契約による。<u>（最長2年間の定期借家契約。）</u> <u>なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とすること。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>2 賃貸型応急住宅 (1) 対象者 建設型応急住宅と同じ。</p> <p>(2) 借上げ条件 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。</p> <p>(3) 供与期間 賃貸借契約による。<u>（最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり）</u></p> <p>(中略)</p>	内閣府告示に記載の表現に合わせて修正するとともに、災害救助法の他の救助項目では国との特別協議の記載がないことから、記載を削除しました。
風水害対策編	177	4	17	3		<p>第3節 総合的な応援要請 (中略)</p> <p>1 自衛隊に対する災害派遣要請 (中略)</p> <p>(2) 派遣要請依頼 (中略) また、通信の途絶等により県知事に対して自衛隊派遣の要請の要求ができないときは、市長が陸上自衛隊にあっては、第3 1 普通科連隊長を経由して第1 師団長に、又は直接第1 師団等に、(中略)</p>	<p>第3節 総合的な応援要請 (中略)</p> <p>1 自衛隊に対する災害派遣要請 (中略)</p> <p>(2) 派遣要請依頼 (中略) また、通信の途絶等により県知事に対して自衛隊派遣の要請の要求ができないときは、市長が陸上自衛隊にあっては、第3 1 普通科連隊長を経由して第1 師団長に、又は直接第1 師団等に、(中略)</p>	誤記の修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	179	4	17	3		<p>第3節 総合的な応援要請 (中略)</p> <p>4 応援対策職員派遣制度及び災害マネジメント総括支援員等に係る調査 応援対策職員派遣制度に関する要綱に基づく県による応援職員のニーズ等の調査に備え、次に掲げる応援職員のニーズ等を把握するものとする。</p> <p>(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性 (2) 前号について応援職員の派遣が必要などときはその派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。) (3) 災害マネジメント総括支援員等の派遣の必要性 (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報</p>	<p>第3節 総合的な応援要請 (中略)</p> <p>4 被災地区市区町村応援確保システム及び災害マネジメント総括支援員に係る調査 被災地区市区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づく県による応援職員のニーズ等の調査に備え、次に掲げる応援職員のニーズ等を把握するものとする。</p> <p>(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性 (2) 前号について応援職員の派遣が必要などときはその派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。) (3) 災害マネジメント総括支援員の派遣の必要性 (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報</p>	制度名変更に伴う修正
風水害対策編	180	4	17	4		<p>第4節 活動拠点の配置 (中略)</p> <p>3 消防機関の活動拠点 別表内 ・等々力球場</p>	<p>第4節 活動拠点の配置 (中略)</p> <p>3 消防機関の活動拠点 別表内 ・等々力球場 【2020年度完成予定】</p>	文言修正(等々力球場が完成したため。)
風水害対策編	183	4	17	6		<p>第6節 災害ボランティアの活動支援 (中略)</p> <p>区センター設置候補施設一覧【表中】 ・総合自治会館 中原区小杉町3-600</p>	<p>第6節 災害ボランティアの活動支援 (中略)</p> <p>区センター設置候補施設一覧【表中】 ・総合自治会館 中原区小杉町3-1</p>	住所の変更
風水害対策編	184	4	18	2		<p>第2節 災害救助法の適用基準 災害救助法第2条に基づく本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。</p> <p>1 住家等への被害が生じた場合 (中略)</p> <p>2 生命・身体への危害が生じた場合 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。</p> <p>3 災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。</p>	<p>第2節 災害救助法の適用基準 災害救助法施行令第1条に基づく本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。</p> <p>1 住家等への被害が生じた場合 (中略)</p> <p>2 生命・身体への危害が生じた場合 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。 (新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法等の一部を改正する法律(第0号)による災害救助法等の改正に伴う修正 ・新基準は、災害救助法に規定されているため、節下の「施行令」を「法」に変更 ・新基準を「3」に新設。災害救助法第2条第2項が根拠規定。災害対策基本法上、内閣府に設置される災害対策本部は3つあるが、内閣府の法改正説明資料と同様、単に「災害対策本部」とした。 ・法改正により、災害が発生するおそれがある場合の避難所の供与が災害救助法の対象となるが、現在も行われている救助であるため、計画の他の部分の改正は要しないと考える。
風水害対策編	187	5	1	3		<p>第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、こども未来局こども家庭課】 (中略)</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室】 (中略)</p> <p>2 災害見舞金及び弔慰金の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室】 (中略)</p>	<p>第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、こども未来局こども家庭課】 (中略)</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給【健康福祉局庶務課】 (中略)</p> <p>2 災害見舞金及び弔慰金の支給【健康福祉局庶務課】 (中略)</p>	所管の修正

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	190	5	1	4	表や図の修正あり(別添)			災害復興住宅融資の内容が変更となったため。
風水害対策編	192	5	1	5		第5節 市税・保険料の減免措置等 1 市税 (1) 期限の延長 (中略) イ 被災納税義務者等による申請があった時は、市長が 期限 を延長する。 (中略) (3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条、第49条等の規定により、該当する税目について次により減免を行う。 ア 減免の範囲及び税額 災害により被災した納税義務者の 市県民税、固定資産税等 は、次表により減免する。	第5節 市税・保険料の減免措置等 1 市税 (1) 期限の延長 (中略) イ 被災納税義務者等による申請があった時は、市長が 納期限 を延長する。 (中略) (3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条の規定により、該当する税目について次により減免を行う。 ア 減免の範囲及び税額 災害により被災した納税義務者の 市県民税及び固定資産税 は、次表により減免する。	文言修正
風水害対策編	193	5	1	5		【表中】 「 固定資産税 都市計画税 」の項「減免する範囲」欄の右欄について、それぞれ「 損害の程度が 」を追加する。 (例：10分の7以上⇒ 損害の程度が 10分の7以上)	【表中】 「 固定資産税 都市計画税 」の項「減免する範囲」欄の右欄について、それぞれ「 損害の程度が 」を追加する。 (例：10分の7以上⇒ 損害の程度が 10分の7以上)	文言修正
風水害対策編	195	5	1	6		第6節 罹災証明書の発行 (中略) 4 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。 (1) 住家、住家以外の建造の被害 ア～イ 略 ウ 中規模半壊 エ～カ 略 キ 準半壊 ク 準半壊に至らない(一部損壊) (2) 住家等に付帯する工作物、動産、その他	第6節 罹災証明書の発行 (中略) 4 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。 (1) 住家、住家以外の建造の被害 ア～イ 略 ウ 流失 エ～カ 略 キ 一部損壊(準半壊) ク 一部損壊(10%未満) (2) 人的被害 ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷 (3) その他の物的被害	「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月)」の改定に伴う修正 罹災証明書交付要綱制定にあたり、証明書の対象から「人的被害」は削除し、「その他、災害の状況に応じて、区長が被災者救護のため証明書を発行することが適当であると認めたもの」として読み取ることとするため。
風水害対策編	196	5	1	7	表や図の修正あり(別添)	第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局 危機管理担当 】	第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局 庶務課 】	所管の修正 被災者生活再建支援法改正に伴う、「中規模半壊」の項目追加 対象：3 支援金 (1) 基礎支援金 (2) 加算支援金

令和3年度修正(新旧対照表)

編	頁 (新)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	197	5	2	1		第1節 事業実施に伴う国の財政援助等 【表中（主な災害復旧事業）】 (5) その他の施設に係る災害復旧事業 <u>(以下の事業を追加)</u> 事項内容：○ <u>廃棄物処理施設災害復旧事業</u> 根拠法令等：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 関係省庁：環境省	第1節 事業実施に伴う国の財政援助等 【表中（主な災害復旧事業）】 (5) その他の施設に係る災害復旧事業 <u>(事業を追加)</u>	災害復旧事業の追加
風水害対策編	203	6	2	2		第2節 所管 【表中】 名称 <u>川崎支店</u> 所在地 <u>川崎区小川町6-1</u> 電話 <u>044(211)7212 (川崎支店)</u>	第2節 所管 【表中】 名称 <u>神奈川計画推進部</u> 所在地 <u>横浜市西区西平沼5-55</u> 電話 <u>045-313-8013 (神奈川計画推進部)</u>	所管の変更に伴う連絡先変更
風水害対策編	204	6	2	4		第4節 応急対策 【表中】 第二次非常体制 適用条件 (中略) 3. <u>地震警戒宣言等(東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報)</u> が発表された場合	第4節 応急対策 【表中】 第二次非常体制 適用条件 (中略) 3. <u>地震警戒宣言(東海地震予知情報)</u> が発表された場合	第二次非常体制適用条件の追記
風水害対策編	205	6	3	4		第4節 発災時等の措置 【表中（電気通信サービスの確保）】 2. 街頭公衆電話及び避難所に設置する <u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u> からの通話はそ通を確保する。 4. 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「Web171」の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。	第4節 発災時等の措置 【表中（電気通信サービスの確保）】 2. 街頭公衆電話及び避難所に設置する <u>特設公衆電話</u> からの通話はそ通を確保する。 4. 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「Web171」の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。	文言修正
風水害対策編	206	6	3	4		【表中（緊急通話の優先確保）】 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、移動無線車等を使用し、通信を確保する。	【表中（非常通話、緊急通話の優先確保）】 <u>防災関係機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先して確保します。</u> 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、移動無線車等を使用し、通信を確保する。	サービス廃止に伴う削除

別 添

第1部・第1章・第8節 男女共同参画の視点への配慮 (P.3)

1 修正後

第8節 男女共同参画の視点への配慮【総務企画局危機管理室、市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。

時期	男女共同参画センターの役割
平常時	<u>・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に資する啓発事業を実施する。</u> <u>・各種事業を通じ、災害発生後に避難所やボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者とならないよう「暴力は許されない」という意識の普及を図る。</u>
災害時	<u>・男女共同参画の視点に基づく情報発信。</u> <u>・市民文化局人権・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談受理体制を確立する。</u>

2 修正前

第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの課題が明らかになっている。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

(表新設)

第1部・第3章・第1節 地勢の概況 (P.14)

1 修正後

4 港湾

(中略)

川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。

川崎港での海上出入貨物量は全国で第10位(令和2年)。16万総トン超の大型タンカー船から100総トン未満の小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に約40隻ほど入港している。

5 火山(富士山の現況等)

(中略)

(3) 気象庁では、噴火警戒レベルを「1(活火山であることに留意)」としており(令和3年4月現在)、関係機関と協力して監視・観測を行っている。

2 修正前

4 港湾

(中略)

川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。

川崎港での海上出入貨物量は全国で第10位(平成30年)。16万トン超の大型タンカー船から5トンの小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に約60隻ほど入港している。

5 火山(富士山の現況等)

(中略)

(3) 気象庁では、噴火警戒レベルを「1(活火山であることに留意)」としており(令和2年4月現在)、関係機関と協力して監視・観測を行っている。

1 修正後

第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設緑政局】

1 人口・世帯数

令和3年10月1日現在で本市の人口は約154万人であり、世帯数は約76万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は約2.4%、世帯数は約5.4%増加している。また、人口密度は、1k㎡あたり10,671人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。

令和2年国勢調査によると、15歳未満の人口は約19.0万人(約12.3%)で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.4万人(約4%)である。また、65歳以上の人口は約31.2万人(約20.3%)である。

また、平成27年国勢調査による昼間人口比率は88.3%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。

このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の災害対応についても、十分検討しなければならない。

人口・世帯数の推移 各年10月1日現在

年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数
		実 数	増加率(%)	
平成29年	1,503,690	14,213	0.95	716,470
30年	1,516,483	12,793	0.85	727,578
令和元年	1,530,457	13,974	0.92	740,516
2年	1,538,262	-※	-※	747,452
3年	1,540,340	2,078	0.14	755,433

※ 令和2年10月1日は令和2年国勢調査確定値

区別面積と人口 令和3年10月1日現在

区	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度(人/k㎡)
川 崎	40.25	231,344	5,748
幸	10.09	170,804	16,928
中 原	14.81	264,693	17,873
高 津	17.10	234,692	13,725
宮 前	18.60	234,460	12,605
多 摩	20.39	223,337	10,953
麻 生	23.11	181,010	7,833
計	144.35	1,540,340	10,671

2 修正前

第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設緑政局】

1 人口・世帯数

令和元年10月1日現在で本市の人口は約153万人であり、世帯数は約74万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は約3.7%、世帯数は約7.0%増加している。また、人口密度は、1k㎡あたり10,602人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。

最新の国勢調査(平成27年)によると昼間人口比率は88.3%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約18.8万人(約13%)で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.6万人(約5%)である。また、65歳以上の人口は約28.7万人(約20%)である。

このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の災害対応についても、十分検討しなければならない。

人口・世帯数の推移 各年10月1日現在

年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数
		実 数	増加率(%)	
平成27年	1,475,213	-※	-※	691,837
28年	1,489,477	14,264	0.97	703,945
29年	1,503,690	14,213	0.95	716,470
30年	1,516,483	12,793	0.85	727,578
令和元年	1,530,457	13,974	0.92	740,516

※ 平成27年10月1日は平成27年国勢調査確定値

区別面積と人口 令和元年10月1日現在

区	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度(人/k㎡)
川 崎	40.25	233,116	5,792
幸	10.09	170,159	16,864
中 原	14.81	261,825	17,679
高 津	17.10	233,285	13,642
宮 前	18.60	232,325	12,491
多 摩	20.39	219,868	10,783
麻 生	23.11	179,879	7,784
計	144.35	1,530,457	10,602

1 修正後（続き）

2 交通

本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。

鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。

主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が215,234人で最も多く、次いで東急溝の口駅が159,823人、JR武蔵小杉駅が129,194人となっている。（「令和2年版川崎市統計書」より）

道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が9路線あり、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号～川崎府中（府中街道）、鶴見溝ノ口～野川菅生線（尻手黒川道路）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線で、しかも、その大部分が2車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって円滑な交通の確保が難しいのが現状である。これらの状況緩和のため、平成2年12月にはJR南武線の高架化事業が完成し、平成14年4月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路（I期区間）のうち、殿町出入口までが供用開始となり、平成22年10月には、殿町出入口～大師ジャンクション間が供用開始となった。

2 修正前（続き）

2 交通

本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。

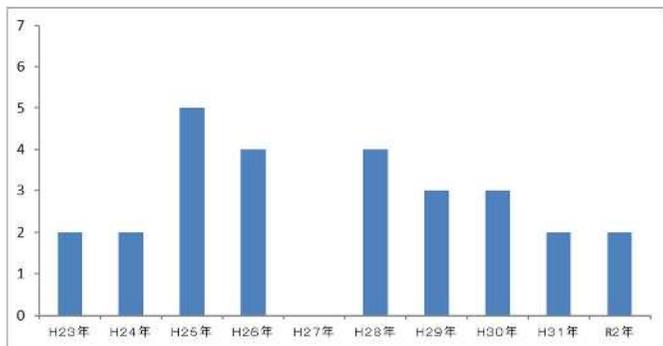
鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。

主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が214,601人で最も多く、次いで東急溝の口駅が157,390人、JR武蔵小杉駅が130,752人となっている。（「令和元年版川崎市統計書」より）

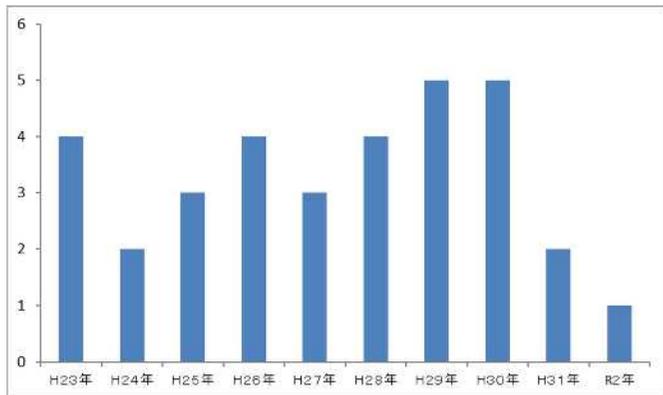
道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が9路線あり、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号～川崎府中（府中街道）、鶴見溝ノ口～野川菅生線（尻手黒川道路）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線で、しかも、その大部分が2車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって円滑な交通の確保が難しいのが現状である。これらの状況緩和のため、平成2年12月にはJR南武線の高架化事業が完成し、平成14年4月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路（I期区間）のうち、殿町出入口までが供用開始となり、平成22年10月には、殿町出入口～大師ジャンクション間が供用開始となった。

1 修正後

1時間雨量50mm以上の発生日数(過去10年間)



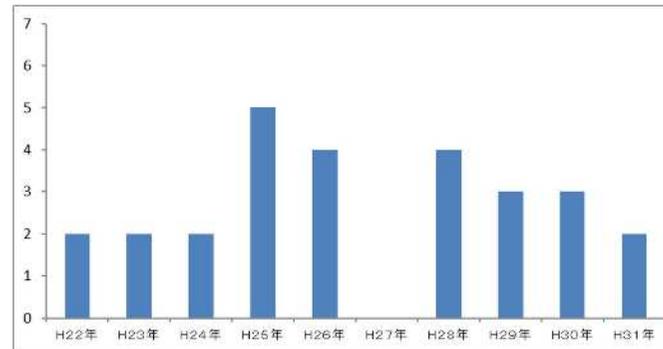
台風の上陸及び接近に伴い警戒態勢等を敷いた回数(過去10年間)



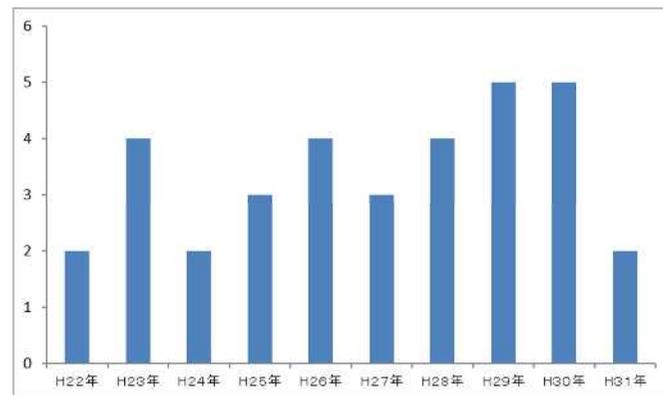
(横浜気象台気象概況、川崎市の災害概要、川崎市統計情報)

2 修正前

1時間雨量50mm以上の発生日数(過去10年間)



台風の上陸及び接近に伴い警戒態勢等を敷いた回数(過去10年間)



(横浜気象台気象概況、川崎市の災害概要、川崎市統計情報)

第1部・第3章・第4節 既往の風水害 (P.18)

1 修正後

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
H23. 8. 26	集中豪雨							7	7	1	88	129
H25. 10. 15～16	台風第26号			1			10		10		42	248
H26. 7. 20	集中豪雨							14	10		84	132
H26. 10. 5～6	台風第18号			1				19	20	1	45	380
H28. 7. 15	集中豪雨							3	9		64	76
H28. 8. 2	集中豪雨							10	27		62	126
H29. 10. 22～23	台風第21号							14	9	1	42	295
H30. 3. 9	集中豪雨							1	20		62	183
R1. 10. 12～13	東日本台風	1		7	28	667	204	791	388	7	40	338

2 修正前

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)		
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計	
H21. 10. 7～8	台風第18号			5				6	10	312		50	228
H23. 8. 26	集中豪雨							7	7	1	88	129	
H25. 10. 15～16	台風第26号			1			10		10		42	248	
H26. 7. 20	集中豪雨							14	10		84	132	
H26. 10. 5～6	台風第18号			1				19	20	1	45	380	
H28. 7. 15	集中豪雨							3	9		64	76	
H28. 8. 2	集中豪雨							10	27		62	126	
H29. 10. 22～23	台風第21号							14	9	1	42	295	
H30. 3. 9	集中豪雨							1	20		62	183	
R1. 10. 12～13	東日本台風	1		7	28	667	204	791	388	7	40	338	

1 修正後

市整備河川一覧表

令和3年4月1日現在

河川区分		河川数	河川延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
一級河川	35mm/h	2	7,540	7,540	100
	50mm/h	2	9,890	9,183	93
	合計	4	17,430	16,723	96
準用河川	35mm/h	1	3,275	3,085	94
	50mm/h	8	17,200	16,952	99
	合計	9	20,475	20,037	98
普通河川	50mm/h	12	25,830	25,572	99
合計	35mm/h	3	10,815	10,625	98
	50mm/h	22	52,920	51,707	98
	合計	25	63,735	62,332	98

2 修正前

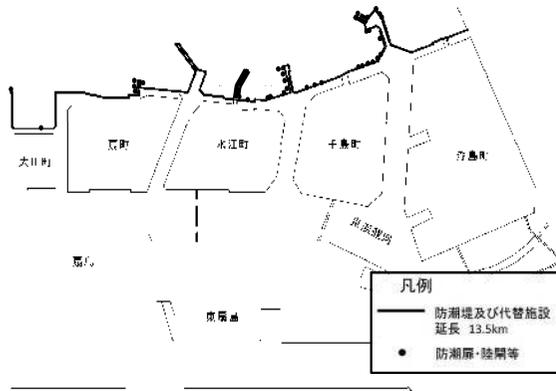
市整備河川一覧表

平成31年4月1日現在

河川区分		河川数	河川延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
一級河川	35mm/h	2	7,540	7,540	100
	50mm/h	2	9,890	9,147	92
	合計	4	17,430	16,687	95
準用河川	35mm/h	1	3,275	3,085	94
	50mm/h	8	17,200	16,952	99
	合計	9	20,475	20,037	98
普通河川	50mm/h	12	25,830	25,572	99
合計	35mm/h	3	10,815	10,625	98
	50mm/h	22	52,920	51,671	97
	合計	25	63,735	62,296	97

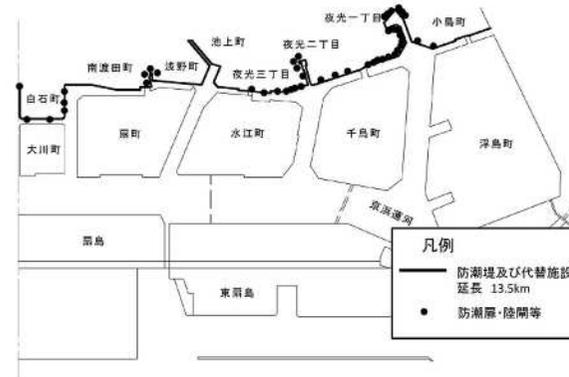
1 修正後

川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図



2 修正前

川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図



第3部・第1章・第1節 体制の概要 (P.71)

1 修正後

(参考) 注意報、警報等一覧

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、 <u>大雨(浸水害、土砂災害)</u> 、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特別警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、 <u>大雨(浸水害、土砂災害)</u> 、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、 <u>大津波警報、噴火警報(居住地域)、緊急震度速報(震度6弱以上)</u>
その他	土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

2 修正前

(参考) 注意報、警報等一覧

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪
警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特別警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、 火山噴火、地震（地震動）、津波
その他	土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

(1) 大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・高年齢者等避難、又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、避難所開設運営高年齢者等避難の発令避難指示の発令防災気象情報、避難所開設状況等の提供施設の安全確認利用者安全確保利用者への情報提供駅前滞留対応報道対応	上記の増強 (増強のタイミングは各局・区の判断による) に加え、区役所 (避難所管理要員 (土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員 (夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強 (増強のタイミングは各局・区の判断による) に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局 (調整員、対応要員)、市民文化局 (調整員)、環境局 (調整員)、病院局 (調整員)、区役所 (区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長 財政局 (調整員)、経済労働局 (調整員)、臨海部国際戦略本部 (調整員)、会計室 (調整員)、市民オンブズマン事務局 (調整員)、選挙管理委員会事務局 (調整員)、監査事務局 (調整員)、人事委員会事務局 (調整員)、議会議長 (調整員)

(2) 大雨による災害警戒態勢・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)	災害警戒本部 (3号配備) 避難情報の発令による住民の安全確保、応急対策
危機管理室	警戒体制の班 (指揮、立案、情報発信、情報収集等)	警戒体制の班 (指揮、立案、情報発信、情報収集等)

(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部 (4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部 (5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局 (総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 新型コロナウイルス対策班)	災害対策本部事務局 (総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 新型コロナウイルス対策班)、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員 (必要に応じて) の事務局参集

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

(1) 大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、又は避難指示 (緊急) を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、避難所開設運営避難準備・高齢者等避難開始の発令避難勧告の発令防災気象情報、避難所開設状況等の提供施設の安全確認利用者安全確保利用者への情報提供駅前滞留対応報道対応	上記の増強 (増強のタイミングは各局・区の判断による) に加え、区役所 (避難所管理要員 (土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員 (夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合、 <u>更に拡大する可能性がある場合</u>	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強 (増強のタイミングは各局・区の判断による) に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局 (調整員、対応要員)、市民文化局 (調整員)、環境局 (調整員)、病院局 (調整員)、その他警戒本部長が指名する局 (調整員)、区役所 (区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局 (調整員)、経済労働局 (調整員)、臨海部国際戦略本部 (調整員)、会計室 (調整員)、市民オンブズマン事務局 (調整員)、選挙管理委員会事務局 (調整員)、監査事務局 (調整員)、人事委員会事務局 (調整員)、議会議長 (調整員)

(2) 大雨による災害警戒態勢・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)	災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策
危機管理室	警戒体制の班 (指揮、立案、情報発信、情報収集等)	警戒体制の班 (指揮、立案、情報発信、情報収集等)

(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部 (4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部 (5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局 (総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)	災害対策本部事務局 (総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員 (必要に応じて) の事務局参集

第3部・第4章・第1節 市職員の動員体制 (P.84)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

(4) 大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、まちづくり局(調整員)、上下水道局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長 財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)

(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制(1号配備・2号配備) 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部(3号配備) 相当数の被害発生時の対応
港湾局		調整員(本部、応急活動要員、関係部署・機関との連絡調整) 応急活動要員(臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保)

(6) 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>新型コロナウイルス対策班</u>)	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>新型コロナウイルス対策班</u>)、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

(4) 大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、まちづくり局(調整員)、上下水道局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長 財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)

(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制(1号配備・2号配備) 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部(3号配備) 相当数の被害発生時の対応
港湾局		調整員(本部、応急活動要員、関係部署・期間との連絡調整) 応急活動要員(臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保)

(6) 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班[新設])	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班[新設])、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集

第3部・第6章・第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達 (P.94,95,97)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

(2) 特別警報の種類及び発表基準

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 警戒レベル5相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合 警戒レベル4相当
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(3) 警報・注意報の種類及び発表基準 (川崎市)

種類	基準要素/警戒レベル	注意報	警報
大雨	表面雨量指数	10 以上	15 以上
	土壌雨量指数	65 以上	113 以上
	警戒レベル	2	3 相当
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 <u>11.3</u> 以上	平瀬川流域 <u>14.2</u> 以上
		二ヶ領本川流域 <u>7.4</u> 以上	二ヶ領本川流域 <u>9.3</u> 以上
		三沢川流域 <u>9.6</u> 以上	三沢川流域 <u>12.1</u> 以上
		矢上川流域 10.8 以上	矢上川流域 13.6 以上
		有馬川流域 <u>4.5</u> 以上	有馬川流域 <u>5.7</u> 以上
		麻生川流域 6 以上	麻生川流域 7.5 以上
		五反田川流域 <u>5.3</u> 以上	五反田川流域 <u>6.7</u> 以上
		二ヶ領用水流域 3.2 以上	二ヶ領用水流域 4.1 以上
	複合基準	多摩川流域 = (<u>7.37.7</u>) 以上*1	-
	指定河川洪水予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔網島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔網島〕
警戒レベル	2	3 相当	

6 地方海上警報の種類

種類	説明
海上風警報	風力階級7の場合
海上濃霧警報	海上の視程がおおむね500m以下の場合
海上強風警報	風力階級8~9の場合
海上暴風警報	風力階級10以上の場合
海上台風警報	台風により風力階級12以上の場合

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

(2) 特別警報の種類及び発表基準

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 警戒レベル5相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合 警戒レベル4相当
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(3) 警報・注意報の種類及び発表基準 (川崎市)

種類	基準要素/警戒レベル	注意報	警報
大雨	表面雨量指数	10 以上	15 以上
	土壌雨量指数	65 以上	113 以上
	警戒レベル	2	3 相当
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 <u>11.5</u> 以上	平瀬川流域 <u>14.4</u> 以上
		二ヶ領本川流域 <u>8.1</u> 以上	二ヶ領本川流域 <u>10.2</u> 以上
		三沢川流域 <u>8.6</u> 以上	三沢川流域 <u>10.8</u> 以上
		矢上川流域 10.8 以上	矢上川流域 13.6 以上
		有馬川流域 4 以上	有馬川流域 <u>5</u> 以上
		麻生川流域 6 以上	麻生川流域 7.5 以上
		五反田川流域 <u>5.8</u> 以上	五反田川流域 <u>7.3</u> 以上
		二ヶ領用水流域 3.2 以上	二ヶ領用水流域 4.1 以上
	複合基準	多摩川流域 = (<u>6.37.9</u>) 以上*1	-
	指定河川洪水予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔網島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔網島〕
警戒レベル	2	3 相当	

6 地方海上警報の種類

種類	説明
海上風警報	風力階級7の場合
海上濃霧警報	海上の視程がおおむね500m以下の場合
海上強風警報	風力階級8~9の場合
海上暴風警報	<u>温帯低気圧</u> ：風力階級10以上の場合 <u>台風</u> ：風力階級10~11の場合
海上台風警報	台風により風力階級12以上の場合

第3部・第6章・第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達 (P.98)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

<富士山の噴火警戒レベル>

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達 (危険範囲は状況に応じて設定) ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している (噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まってきている。)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される (火口出現が想定される範囲は危険)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	地域近くまで火口から居住	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)

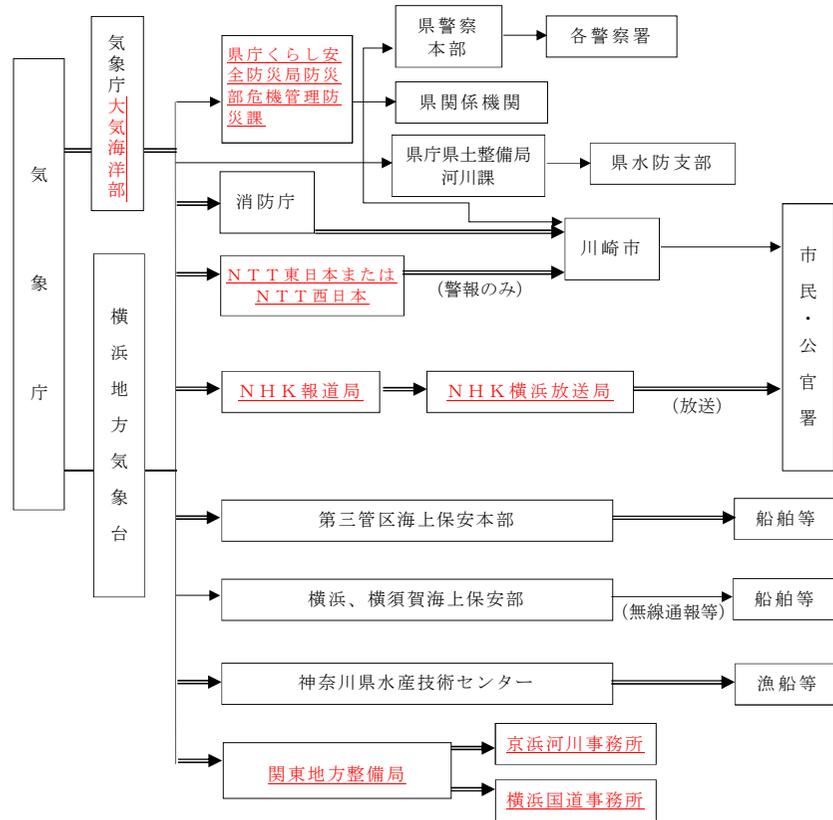
2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

<富士山の噴火警戒レベル>

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達 (危険範囲は状況に応じて設定) ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している (噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まってきている。)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される (火口出現が想定される範囲は危険)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		火口周辺 (火口から少し離れたところまでの範囲)	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む) <u>26年2月現在の状態</u>

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

気象・高潮・波浪等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統

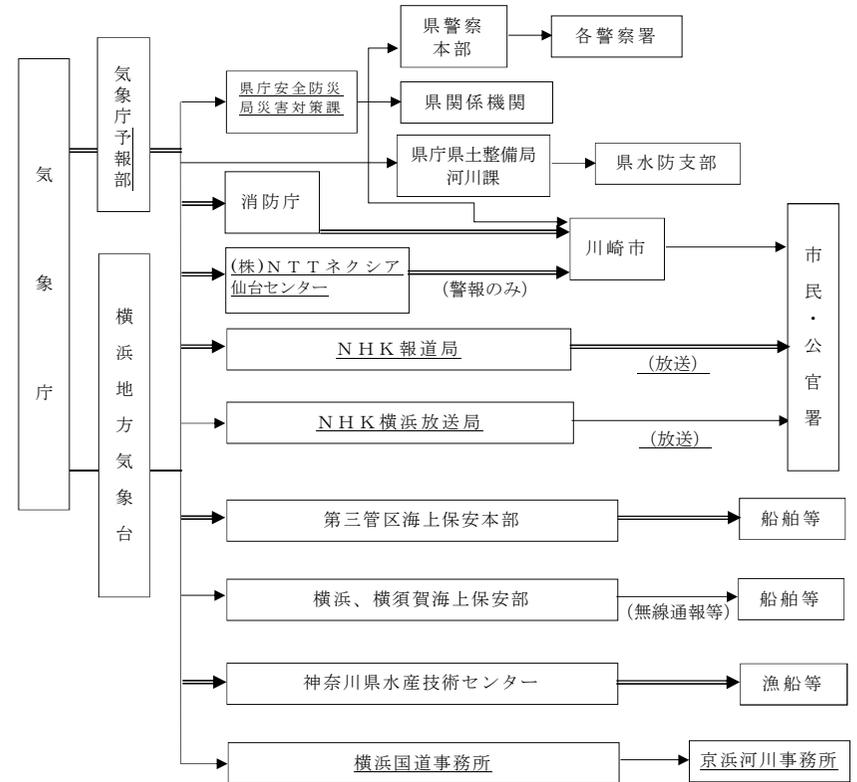


【凡例】

==== 気象庁大気海洋部からの伝達系統
 —— 横浜地方気象台からの伝達系統

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

気象・高潮・波浪等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統

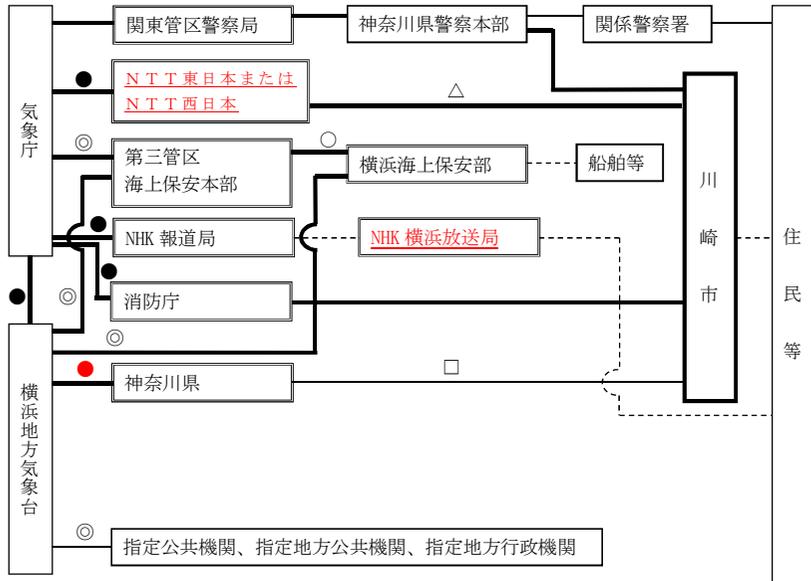


【凡例】

==== 気象庁予報部からの伝達系統
 —— 横浜地方気象台からの伝達系統

1 修正後（続き）（※修正部分のみ抜粋）

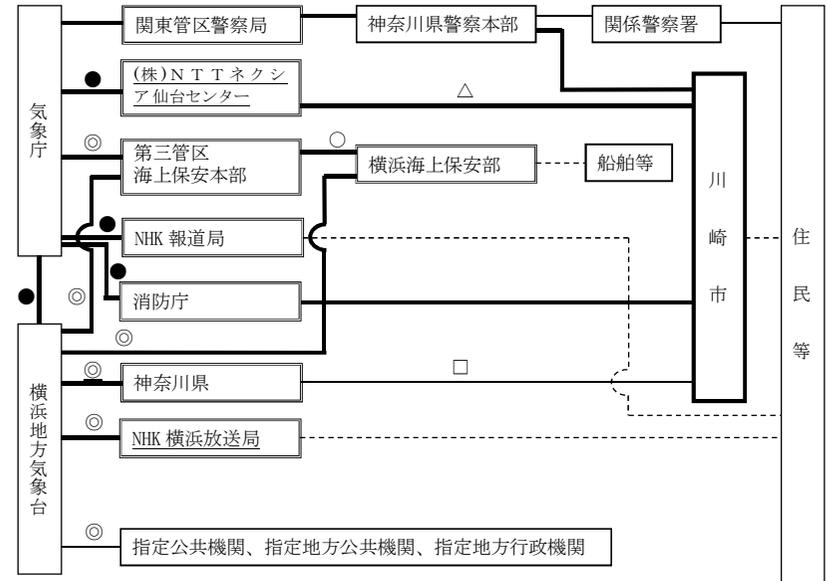
火山噴火に関する伝達系統



- 【凡例】
- ◎ 防災情報提供システム
 - オンライン
 - △ 加入電話、FAX
 - 県防災行政通信網
 - ◻ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

2 修正前（続き）（※修正部分のみ抜粋）

火山噴火に関する伝達系統



- 【凡例】
- ◎ 防災情報提供システム
 - オンライン
 - △ 加入電話、FAX
 - 県防災行政通信網
 - ◻ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

第3部・第6章・第4節 洪水予報 (P.102)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

1 洪水予報の種類と発表基準

種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫の発生	5	市町村：緊急安全確保の発令を判断→発令 住 民：命を守るために最善の行動
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位 (特別警戒水)	4 (危険)	市町村：避難指示の発令を判断→発令 住 民：避難行動
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：高齢者等避難の発令を判断→発令 住 民：要配慮者の避難行動を支援
氾濫注意情報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民：氾濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動
	水防団待機水位	1	水防団待機

2 予報地点及び水位 (単位m)

(中略)

3 氾濫開始相当水位

河川名	水位観測所名	対象区	氾濫開始相当水位	
			水位 (m)	距離標 (K P)
多摩川	田園調布上	川崎区	11.72	5.8k 右岸
		幸区	11.44	6.2k 右岸
		中原区	11.83	13.6k 右岸
		高津区	12.83	15.8k 右岸
多摩川	田園調布上	高津区	12.97	18.2k 右岸
		多摩区	13.35	20.2k 右岸
	石原		7.38	23.0k 右岸
鶴見川	綱島	幸区	6.52	6.0k 左岸

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

1 洪水予報の種類と発表基準

種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位 (特別警戒水)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援
氾濫注意情報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民：氾濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動
	水防団待機水位	1	水防団待機

2 予報地点及び水位 (単位m)

(中略)

(新設)

1 修正後（続き）（※修正部分のみ抜粋）

4 連絡系統

(1) 多摩川洪水予報



(2) 鶴見川洪水予報



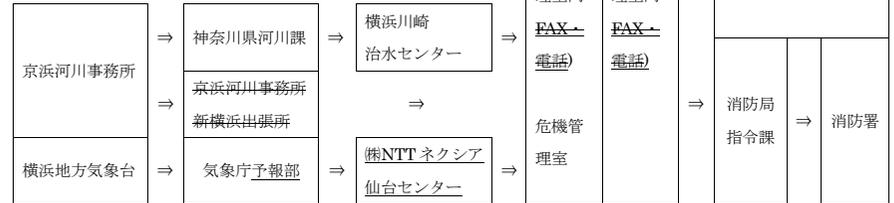
2 修正前（続き）（※修正部分のみ抜粋）

3 連絡系統

(1) 多摩川洪水予報



(2) 鶴見川洪水予報



第3部・第6章・第5節 水防警報及び特別警戒水位 (P.106)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

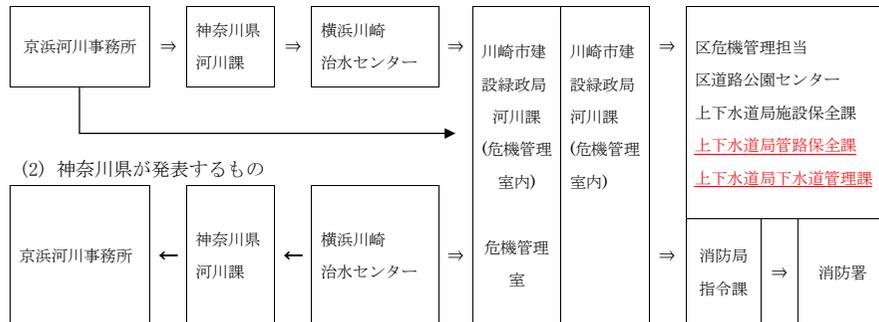
・特別警戒水位の到達情報の通知及び周知を行う河川

(2) 神奈川県知事が発表する河川

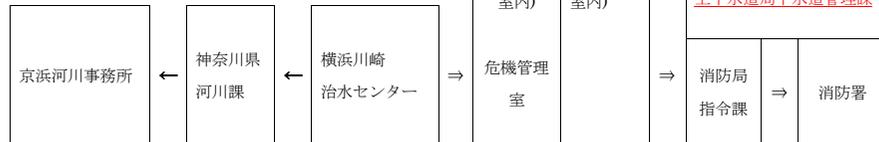
番号	河川名	基準水位 観測名所	水防固 待機水位 (通報水 位)	氾濫危 険水位 (警戒 水位)	避難判 断水 位	氾濫危 険水位 (洪水 特別警 戒水 位)	発報者	受報者	量水標管 理者(テレメ ーター)	区域 自 至	
9	有馬川	東野川	1.40m	2.40m	2.40m	3.90m	"	"	県土 整備局	高津区東野川 2丁目から	矢上川合流点 まで
10	真光寺川	矢崎橋	2.36m	2.86m	2.86m	3.16m	"	"	南東建	東京都界から	鶴見川合流部 まで

・水防警報等の連絡系統

(1) 国土交通省が発表するもの



(2) 神奈川県が発表するもの



2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

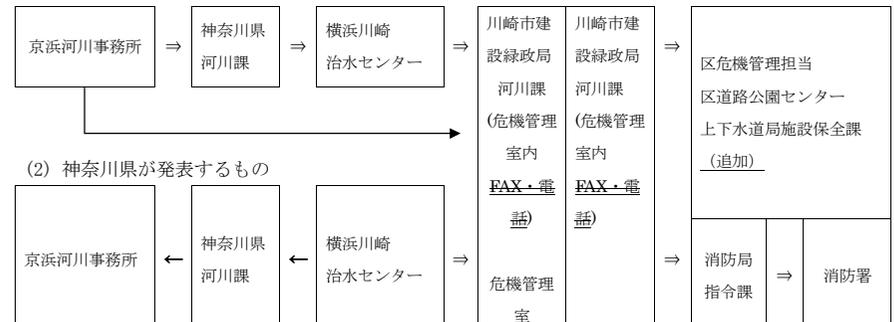
・特別警戒水位の到達情報の通知及び周知を行う河川

(2) 神奈川県知事が発表する河川

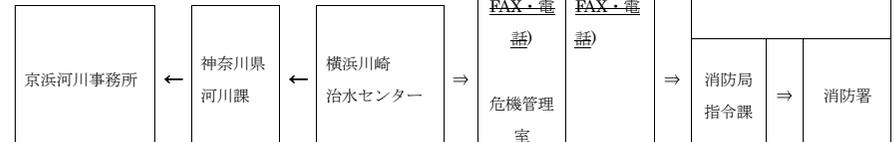
番号	河川名	基準水位 観測名所	水防固 待機水位 (通報水 位)	氾濫危 険水位 (警戒 水位)	避難判 断水 位	氾濫危 険水位 (洪水 特別警 戒水 位)	発報者	受報者	量水標管 理者(テレメ ーター)	区域 自 至	
9	有馬川	五月橋	1.00m	2.00m	2.45m	3.25m	"	"	"	高津区野川字 中耕地から	矢上川合流点 まで
10	真光寺川	矢崎橋	2.36m	2.86m	2.86m	3.16m	"	"	"	東京都界から	鶴見川合流部 まで

・水防警報等の連絡系統

(1) 国土交通省が発表するもの



(2) 神奈川県が発表するもの



第3部・第6章・第6節 高潮氾濫危険情報 (P.107)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

第6節 高潮氾濫発生情報

神奈川県は、東京湾沿岸（神奈川県区間）について、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮特別警戒水位」を設定し、海岸の水位が「高潮特別警戒水位」に達した場合に、「高潮氾濫発生情報」を発表する（警戒レベル5に相当する）。

1 発表基準

情報	水位	市町村・住民に求める行動
高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	高潮特別警戒水位	市町村：緊急安全確保の発令を判断→発令 住民：命を守るために最善の行動

2 高潮氾濫危険水位

(1) 指定区域

海岸名	検潮所名	所在地
東京湾沿岸 (神奈川県区間)	多摩川河口	川崎区殿町

(2) 水位周知実施区間及び基準水位観測所

水位周知実施区間	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	発報者	区域	
				川崎港 東部	多摩川河口
川崎港 東部	多摩川河口	T.P.+2.85m	県水防本部	川崎港海岸	川崎区殿町3丁目地先から
				小島町地区	川崎区夜光1丁目地先まで
				川崎港海岸	川崎区夜光1丁目地先から
				夜光町地区	川崎区池上町地先まで
川崎港海岸	池上町地区	川崎区池上町地先から	川崎区浅野町地先（池上運河）まで	多摩川	右岸 中原区下沼部地先から海まで

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

第6節 高潮氾濫危険情報

神奈川県は、東京湾沿岸（神奈川県区間）について、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮氾濫危険水位」を設定し、海岸の水位が「高潮氾濫危険水位」に達した場合に、「高潮氾濫危険情報」を発表する（警戒レベル4に相当する）。

1 発表基準

情報	水位	市町村・住民に求める行動
高潮氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	高潮氾濫危険水位 （高潮特別警戒水位）	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住民：避難行動

2 高潮氾濫危険水位

(1) 指定区域

海岸名	検潮所名	所在地
東京湾沿岸 (神奈川県区間)	多摩川河口	川崎区殿町

(2) 水位周知実施区間及び基準水位観測所

水位周知実施区間	基準水位観測所	高潮氾濫危険水位 （高潮特別警戒水位）	発報者	区域	
				川崎港 東部	多摩川河口
川崎港 東部	多摩川河口	T.P.+2.85m	県水防本部	川崎港海岸	川崎区殿町3丁目地先から
				小島町地区	川崎区夜光1丁目地先まで
				川崎港海岸	川崎区夜光1丁目地先から
				夜光町地区	川崎区池上町地先まで
川崎港海岸	池上町地区	川崎区池上町地先から	川崎区浅野町地先（池上運河）まで	多摩川	右岸 中原区下沼部地先から海まで

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

第7節 水位周知下水道における水位到達情報【上下水道局】

市は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位（水防法13条2第2項に規定される雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び神奈川県事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知する。

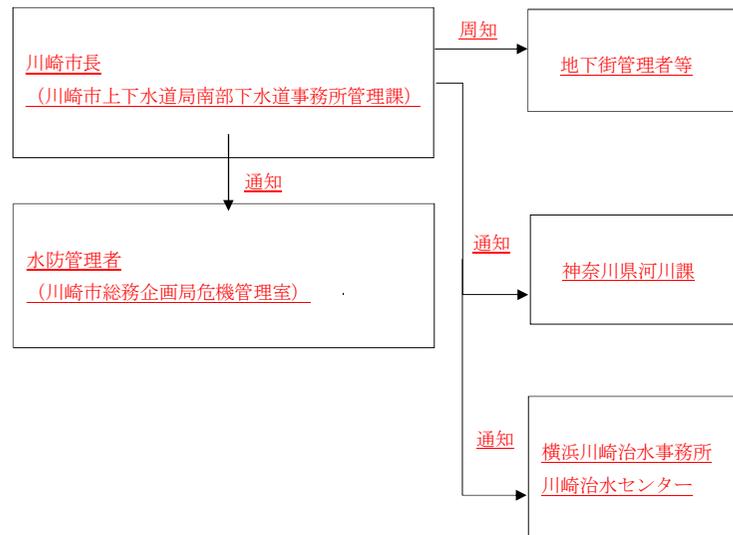
1 種類及び発表基準

種類	発表基準
雨水出水特別警戒水位到達情報	基準水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に到達したとき

2 水位到達情報の通知及び周知を行う下水道

番号	水位周知下水道名		基準水位観測所名	雨水出水特別警戒水位	発報者 市町村長	受報者 水防管理者
	自	至				
1	川崎市 公共下水道 堀川幹線	川崎市 川崎区 小川町 本町2丁目	砂子	1.97m	川崎市長	川崎市長

3 連絡系統図



2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)
(新設)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

第8節 その他の情報

1 本市観測システムの情報

気象庁以外からの情報は、雨量情報配信システム[レインネット] (国土交通省から雨量データ受信、下水道施設内に設置されている17箇所の地上雨量計) 及びクラウドテレメーターシステム (市内2.6箇所に設置した雨量観測局と主要河川6箇所、川崎港検潮所に設置した雨量・水(潮)位観測局) の観測データから情報を収集する。

(資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図)

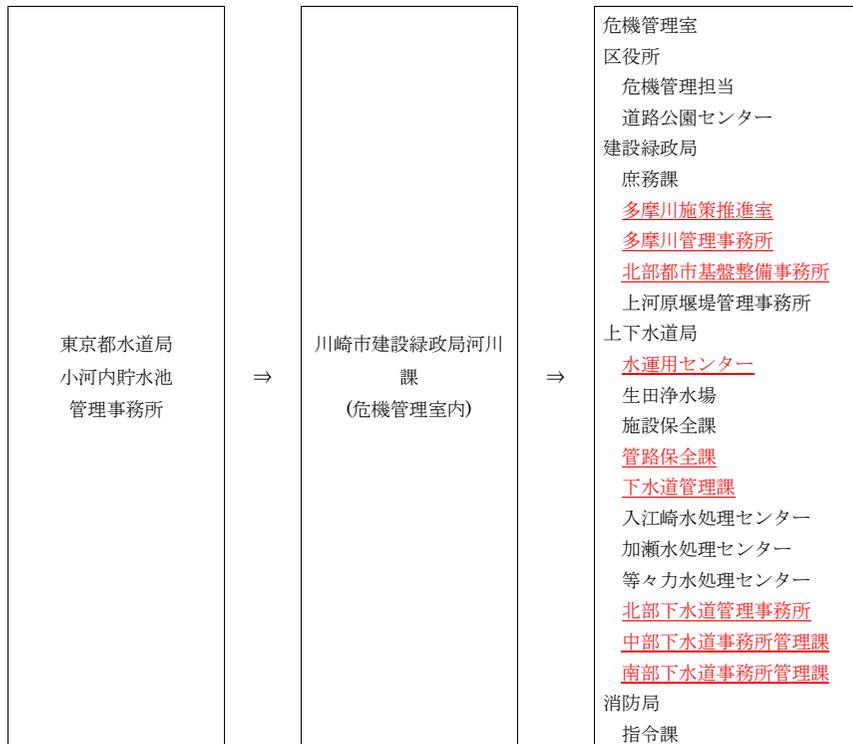
2 気象情報提供会社の情報

気象情報提供会社による川崎市域の防災気象情報

3 小河内ダム放流通報

東京都水道局は、小河内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知する。

連絡系統



2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

第7節 その他の情報

1 本市観測システムの情報

気象庁以外からの情報は、雨量情報配信システム[レインネット] (国土交通省から雨量データ受信、下水道施設内に設置されている17箇所の地上雨量計) 及び水防用無線局のテレメーターシステム (市内2.7箇所に設置した雨量観測局と主要河川5箇所、川崎港検潮所に設置した水(潮)位観測局) の観測データから情報を収集する。

(資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図)

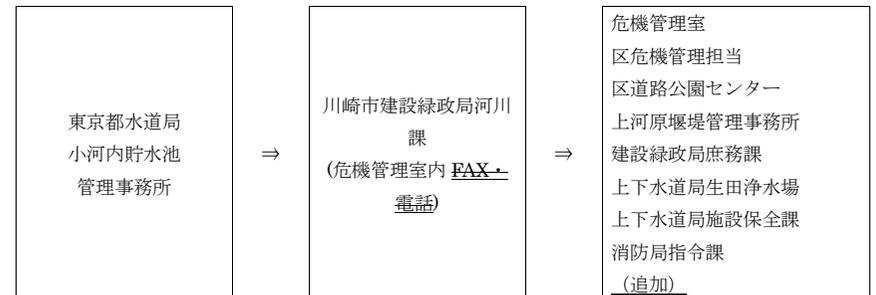
2 気象情報提供会社の情報

気象情報提供会社による川崎市域の防災気象情報

3 小河内ダム放流通報

東京都水道局は、小河内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知する。

連絡系統



第4部・第2章・第2節 避難情報 (P.123)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

2 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定する。

なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。

警戒レベル		発令時の状況	住民に求められる行動
警戒レベル3	高齢者等避難	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始。要援護者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
警戒レベル4	避難指示	住民が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの緊急避難場所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	命を守るための最善の行動を完了

このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の避難情報の発令基準によるものとする。

(資料編 風水害に関する避難情報の発令基準)

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

2 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定する。

なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。

警戒レベル		発令時の状況	住民に求められる行動
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始。要援護者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
警戒レベル4	避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの緊急避難場所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
警戒レベル4	避難指示(緊急)	前兆現象の発生等切迫した状況から、災害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から災害の発生が非常に高いと判断された状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、 <u>確実な避難を直ちに完了</u> 。避難していない住民は、 <u>直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、近隣の安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所等に避難するなど、命を守る最低限の行動を完了</u>
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	命を守るための最善の行動を完了

このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の避難勧告等の発令基準によるものとする。

(資料編 風水害に関する避難勧告等の発令基準)

第4部・第4章・第1節 医療救護活動体制の整備 (P.133)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

5 市内病院の役割
(中略)

市内の災害拠点病院 (令和3年4月現在)

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート (屋上)
日本医科大学 武蔵小杉病院	<u>中原区小杉町 1-383</u>	372	○	○	○	<u>日本医科大学武蔵小 杉病院専用ヘリポ ート(屋上)</u>
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		○		諏訪河川敷 (1500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合 センター (1600m)
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポ ート (屋上)

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

5 市内病院の役割
(中略)

市内の災害拠点病院 (令和2年4月現在)

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート (屋上)
日本医科大学 武蔵小杉病院	<u>中原区小杉町 1-396</u>	372	○	○	○	※
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		○		諏訪河川敷 (1500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合 センター (1600m)
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポ ート (屋上)

※現在指定している日本医科大学グラウンドについては、令和2年4月現在改装工事中のため、工事が完了するまでの期間は、近隣の臨時離着陸場から状況に応じて指定するものとする。

第5部・第1章・第4節 資金の貸付 (P.190)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】(令和3年4月現在)

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構が住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

ア 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者

(ア) 建設資金

土地を取得する場合 (※)	土地を取得しない場合
3,700万円	2,700万円

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

(注) 被災親族同居の場合は、上表の額に640万円が加算される。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。

(イ) 購入資金

3,700万円

(注) 被災親族同居の場合は、上記の額に640万円が加算される。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。

イ 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者

補修資金 1,200万円

(2) 融資条件

ア 金利 (独) 住宅金融支援機構が定める金利が適用される。

イ 返済期間 最長35年以内

ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※賞与併用払いあり。

※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】(平成30年4月現在)

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、市内に住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構が市内に住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

ア 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた所有者で、所有する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者

(ア) 建設資金

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,650万円 ※被災親族同居の場合 2,280万円	510万円	970万円	440万円

※被災親族とは、別居していた直系親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設された住宅にこれらの方が同居する場合をいう。

※土地取得資金は土地が流出した場合などに限り利用できる。

※1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下であることが必要

(被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合、その床面積が上限)

(イ) 購入資金

新築住宅		リ・ユース住宅 (中古住宅)	
基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
2,620万円 ※被災親族同居の場合で 敷地が所有権のときは 3,250万円	510万円	2,320万円 (2,620万円) ※被災親族同居の場合で 敷地が所有権のときは 2,950万円 (3,250万円)	510万円

※()内はリ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションの場合の融資額

※1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡以上(マンションの場合、30㎡以上)175㎡以下であることが必要(被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合、その床面積が上限)

イ 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者

補修の場合の融資限度額

補修資金	整地資金	引方移転資金
730万円	440万円	440万円

※引方移転資金と整地資金は補修資金の両方を利用する場合は、合計で440万円が限度

(2) 融資条件

ア 金利 (独) 住宅金融支援機構が定める金利が適用される。

イ 返済期間 最長35年以内(住宅の構造等により返済期間が異なる)

ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※賞与併用払いあり。

※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

第5部・第1章・第7節 被災者生活再建支援金の支給 (P.196)

1 修正後 (※修正部分のみ抜粋)

3 支援金

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支援額 (中規模半壊以外)	200万円	100万円	50万円
支援額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入 (又は補修) する場合は、合計で200 (又は100) 万円

2 修正前 (※修正部分のみ抜粋)

3 支援金

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入 (又は補修) する場合は、合計で200 (又は100) 万円